

令和 2 年度野田市要保護児童対策地域協議会

第 1 回代表者会議次第

日時 令和 2 年 1 1 月 4 日（水）

午後 1 時 3 0 分から

場所 野田市役所 8 階 大会議室

1 開会

2 会長あいさつ

3 委員自己紹介

4 議題

(1) 令和 2 年度活動計画及び啓発活動について

資料 1

(2) 野田市児童虐待事件再発防止合同委員会について

・野田市児童虐待死亡事例検証報告書に係る再発防止のための
独自の意見について

資料 2 - 1

・野田市児童虐待防止対応マニュアル（児童相談所編）について

資料 2 - 2

(3) 令和元年度及び令和 2 年度の児童虐待について

資料 3

(4) その他

参考資料 1 ・ 2

5 閉会

令和 2 年度野田市要保護児童対策地域協議会の年間事業計画

日時	会議・事業名	内容等	備考
4 月	協議会名簿作成	令和 2 年度の代表者会議委員・実務者会議委員の確認	子ども家庭総合支援課から各機関へ名簿の確認を依頼
	実務者会議（4 月定例会）	主担当や関係機関の役割分担及び個別支援会議の必要性を議論	
5 月	実務者会議（5 月定例会）	主担当や関係機関の役割分担及び個別支援会議の必要性を議論	
6 月	実務者会議（6 月定例会）	主担当や関係機関の役割分担及び個別支援会議の必要性を議論	
7 月	実務者会議（7 月定例会）	主担当や関係機関の役割分担及び個別支援会議の必要性を議論	
8 月	実務者会議（8 月定例会）	主担当や関係機関の役割分担及び個別支援会議の必要性を議論	
9 月	ポスター展作品募集	小中学生に、学校を通じ募集	6 月、教委に募集依頼
	実務者会議（9 月定例会）	主担当や関係機関の役割分担及び個別支援会議の必要性を議論	
10 月	「私の願う家族・家庭」ポスター展応募作品審査	11 月のポスター展に向け、優秀作品を選定	
	里親月間の啓発活動	里親募集のパンフレット配布	
	実務者会議（10 月定例会）	主担当や関係機関の役割分担及び個別支援会議の必要性を議論	
11 月	児童虐待防止推進月間における啓発事業	「私の願う家族・家庭」ポスター展期間：11 月上旬から中旬	市報 11 月 1 日号に啓発記事掲載
	第 1 回代表者会議	年間事業確認、合同委員会報告、令和元年度及び 2 年度状況	
	実務者会議（11 月定例会）	主担当や関係機関の役割分担及び個別支援会議の必要性を議論	
12 月	実務者会議（12 月定例会）	主担当や関係機関の役割分担及び個別支援会議の必要性を議論	
1 月	実務者会議（1 月定例会）	主担当や関係機関の役割分担及び個別支援会議の必要性を議論 年間活動方針案の作成	
	実務者研修会	各機関の関係者を対象に研修会を開催する	
2 月	第 2 回代表者会議	各機関からの状況報告 事例報告、次年度の年間活動策定	
	実務者会議（2 月定例会）	主担当や関係機関の役割分担及び個別支援会議の必要性を議論	
3 月	実務者会議（3 月定例会）	主担当や関係機関の役割分担及び個別支援会議の必要性を議論	
通年	子ども SOS 電話相談	月曜日～金曜日 8 時 30 分～17 時 15 分	土・日・祝日及び夜間は留守番電話で対応

このほか、個別支援会議については、年間を通してケース毎に開催します。

令和2年度の啓発活動について

1 「児童虐待防止推進月間」について

児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加傾向にあり、子どもの生命が奪われる重大な事件も後を絶たないなど、深刻な状況が続いています。児童虐待は早急に解決すべき問題であり、社会全体で子どもを守らなければなりません。厚生労働省では毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と定め、家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、深い関心と理解を得ることができるよう、期間中に児童虐待防止のための広報・啓発活動など種々な取組を集中的に実施しています（平成16年度から実施）

2 「里親月間（里親を求める運動）」について

里親制度は、さまざまな事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった子どもたちを、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下で養育する制度です。児童福祉法の平成28年改正では、国と地方公共団体は、家庭と同様の環境における児童の養育を推進するものとし、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置付けております。しかし、日本の社会的養護において、里親等への委託率は、全国平均で18.3%（H28年度末現在）にとどまっております。このたび、厚生労働省は、里親委託率について、未就学児は7年以内（3歳未満は5年以内）に75%、就学後の児童は10年以内に50%にすることを目標に掲げました。また、同省は、毎年10月を「里親月間」と位置づけており、里親等への委託を推進するための集中的な広報啓発を実施しています。

3 野田市独自の啓発事業について

野田市では、「野田市子育て支援・児童虐待防止総合対策大綱」にて「啓発活動の積極的推進」を重要課題の一つとして位置付けています。

児童虐待防止啓発ポスター、チラシの配布

（ポスターは公共施設や自治会、駅構内、まめバス車内など。チラシは全戸配布）

野田市広告付番号案内表示機での児童相談所全国共通ダイヤル「189」の放映

防災行政無線文字表示機能付電光掲示板への児童相談所全国共通ダイヤル「189」の表示

（川間駅南口、七光台駅西口、清水公園駅東口、梅郷駅西口）

災害対応型自動販売機メッセージボードへの児童相談所全国共通ダイヤル「189」表示

野田市で使用する封筒への児童相談所全国共通ダイヤル「189」表示

のだ市報への掲載

- ・児童虐待防止対策の実施状況について（随時）
- ・児童虐待防止推進月間にあわせ、ポスター展開催のお知らせ記事の掲載（11月1日号）市内小中学校児童生徒による「わたしの願う家族・家庭」ポスター展及び民生委員児童委員による児童虐待防止の啓発標語の掲示の実施。

開催期間 令和2年11月4日（水）～11月10日（火）市役所ふれあいギャラリー

令和2年11月12日（木）～11月18日（水）いちいのホール1階エントランス

上記日程の前後いずれか1週間、いちいのホールでの開催を予定。

児童虐待相談電話「こどもSOS」カードの作成・配布

啓発懸垂幕を、市役所及びいちいのホールに掲示

掲示期間 令和2年11月1日(日)～11月30日(月)



啓発マグネットの掲示

- ・市役所公用車にマグネットを装着(通年)
- ・就労支援B型事業所「総活躍 野田」車両にマグネットを装着(7月から)
- ・市内タクシー事業者
令和2年11月1日(日)～11月30日(月)

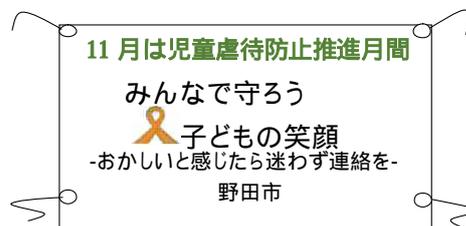
啓発用バスマスクの装着

市内まめバスへのバスマスク装着

令和2年11月1日(日)～11月30日(月)

マグネット

バスマスク



3 野田市要保護児童対策地域協議会 実務者研修会の開催

開催日時

令和3年1月12日(火)・13日(水) 市役所8階大会議室

講師

1月12日(火) 山田 不二子先生(日本子ども虐待防止学会 事務局長)

1月13日(水) 奥山 眞紀子先生(日本子ども虐待防止学会 理事長、小児精神科医)

テーマ(未定)

(参考)過去に開催した研修会のテーマ

・令和元年度

「虐待防止のための気づきと通告の大切さ」

・平成30年度

「児童虐待に関する法律的な知識と支援方法について」

・平成29年度

「ネグレクト傾向のある家庭への関わり及びネットワークでの対応について」

野田市児童虐待死亡事例検証報告書に係る
再発防止のための独自の意見について

■ちゃん虐待死事件

再発防止合同検討委員会を閉じるに当たり

[鈴木意見書]

20200807 日本大学危機管理学部鈴木秀洋

1 総論

これまで、野田市の再発防止合同委員会と事実検証委員会の2つに所属し、■ちゃんが亡くなった過程を辿り、どうしたら私たちは■ちゃんの命を救えたのだろうかという点の検証を続けてきた。

事実検証では、①縦糸検証と横糸検証を行い、②事例の流れから見た野田市の対応53の検証、③命を救うために介入すべき13のポイント、④要対協関係部署の対応の論点抽出・体制整備への提言、⑤県への要望5つの課題、⑥児相のソーシャルワーク37の課題、⑦事件後の野田市の対応等詳細な検討を行ってきた。ミス、情報共有、連携、毅然といった抽象的提言の先の現場職員への具体的羅針盤となる提言を行ってきた。事件後、野田市の児童虐待対応体制は大きく変わった。■ちゃんのおかげで心と身体の安全が守られた子どもも多い。しかし、その後も千葉県のみならず全国で虐待死事件報道は続く。■ちゃんは、天国で私のSOSは、またも無視され続けるのかと悲しんでいるように思えてならない(性的虐待へのSOS、DVへのSOS、学校の先生や児童相談所職員への数多くのシグナルの提示とその思いを受け止めてもらえることを求めている。教員や職員が家庭への訪問時又は学校での先生からの本人の問いとして、「虐待はないか」とのストレートな問いは全く意味がないこと、一回的な介入では救われないこと等■ちゃんは命と引き換えに多くのことを私たちに教えてくれた。)。■ちゃんの発したSOSの相当数は事実検証報告書で拾っている。その後の虐待死事件にも当てはまる。今一度広く子どもに関わる人々に読んでほしい。研修時のテキストとしてほしい。

■ちゃんが生きていた間、■で、そして千葉で発し続けたその時々の■ちゃんのSOSを周囲の大人である私たちはキャッチし、救い出し、支え続けるための行動ができなかった。今度こそSOSをキャッチし損なわないように、よりアンテナの数を増やし、高くし、よりアウトリーチを頻繁にすることが求められる。

公助だけでなく、共助としての地域の網の目をより細かく厚くしていくことも必要である。それは子どもを真ん中にした地域活性化につながる。

コロナ禍真っ最中の中、フィジカルディスタンスが求められる今、従前の虐待対応に制約や困難が全国で生じている。パラダイムシフトが今求められている。子どもたちの身体の安全確認とともに、いやそれ以上に心理面にフォーカスしたフォローのギアを上げ、キャッチし難くなっている子どもたちや保護者との心的距離を縮める努力が求められている

【※ 鈴木秀洋「コロナ禍の行政対応の現実と提言」『コロナ禍における子ども・家庭

支援』第1回「地域支援の経験から学ぶ」日本子ども虐待防止学会（Webセミナー）参照】

子どもの命を守るとは、瞬間的・一回的でよいものではない。子どもの命を継続的に守る（心と体）ためには、子どもの信頼を得て、その信頼関係を継続的に構築していく中でなければ難しいことだらけである。子どもに関わる仕事の専門性（知見）は、もっと社会的に認知されるべきであるし、評価されてよい。それとともに、その専門性を組織として個人として向上させていくことは不可欠である。

■ちゃんは、ずっとSOSを発しているながら、途中からSOSを出さなくなった。私たちに決定的に欠けていたのは、「あなたが大切である」とのメッセージを、真摯に、頻回に発し続けることであったと思う。子どもに関わる専門職が肝に銘ずべき事柄である。

このことは■ちゃんへの母にも当てはまる。母に対して必要だったのは、注意喚起や指導といった北風でなく、父親とセットで意見を聞くのではなく、父親とは別に独立して、安心した環境で、母親だけを支え続ける担当者の存在、そして母と伴走し、寄り添い続ける支援が不足していたことであったと思う。そうすることが、母親ごと支えることが、子どもの命を守ることにつながったはずであると思う。

2 個別指摘事項（追記）

上記総論と重複する部分もあるが、いくつか個別に追記する。

(1) 子どもの視点・子どもの代弁者としての支援の再構築

野田市は事件を機に全国の中でも、屈指の児童虐待対応体制と運営を行っていると評価できる体制を構築しつつある。

しかし、どれだけ体制を整えても万全ではない。行政側から見える景色でなく、子ども側から見える景色を常に大切にして、子どもの代弁者としての視点からのケースワークが求められ続けていると思う。

(2) 市長のリーダーシップ

虐待対応は組織のマネジメントによるところが大きい。その意味で、市長が2期目の当選あいさつで、■ちゃん事件に真っ先に言及したこと、児童虐待防止に力を注ぐとのトップメッセージを発していることは野田市にとって非常に重要なことである。この視点の継続を望む。

(3) 法律に基づく確実な児童虐待対応

児童福祉法10条、10条の2、25条、児童虐待の防止等に関する法律6条、7条を確認し、市の役割、市が通告先であることの意味、市が通告を受けた場合の措置等を確認すること。

(4) 常に事例の振り返り研修

野田市の事案の後も、市原市事件、大田区事件、台東区事件と続く。常に事件があったときに■ちゃん事件に照らし、又は事実検証報告書に照らし、その事件は今の野田

の体制・運用で防げるか、その日・その週に検討してみる機会を提言したい。

(5) 関係機関の当事者意識と一貫したメッセージ発信

保育園、学童保育、小・中学校等子どもに関わる全ての部門の職員が子どもたちに向けて子どもの権利主体性を尊重する意識を真に持つこと、メッセージを送り続けること。
「あなたが大切」とのメッセージを伝え続けることが必要 (SOSをあきらめさせない)。

(6) 新型コロナ禍でのパラダイムシフト

新型コロナ禍のパラダイムシフト、児童虐待対応において、相談等の心的ハードルを下げる工夫とアウトリーチの必要性 (上記学会報告)

(7) 専門家を柔軟に利用する視点

野田市の地域の専門家に随時協力を仰ぐ、また全国の専門家についても必要な知見については積極的にアドバイスを求めることが必要 (事実検証のあり方、DV・性暴力研修のあり方など継続してほしい)

(8) 要対協の再構築。野田市の民間の力を最大限活用する。(フリップ添付)

庁内組織及び地域機関・団体はみな当事者である。

【※ 鈴木秀洋「要保護児童対策地域協議会の再構成－効果的な運営のためのガイドライン試案」『自治研究』通巻1156号・1157号(令和2年6月号・7月号)
(第一法規)参照】

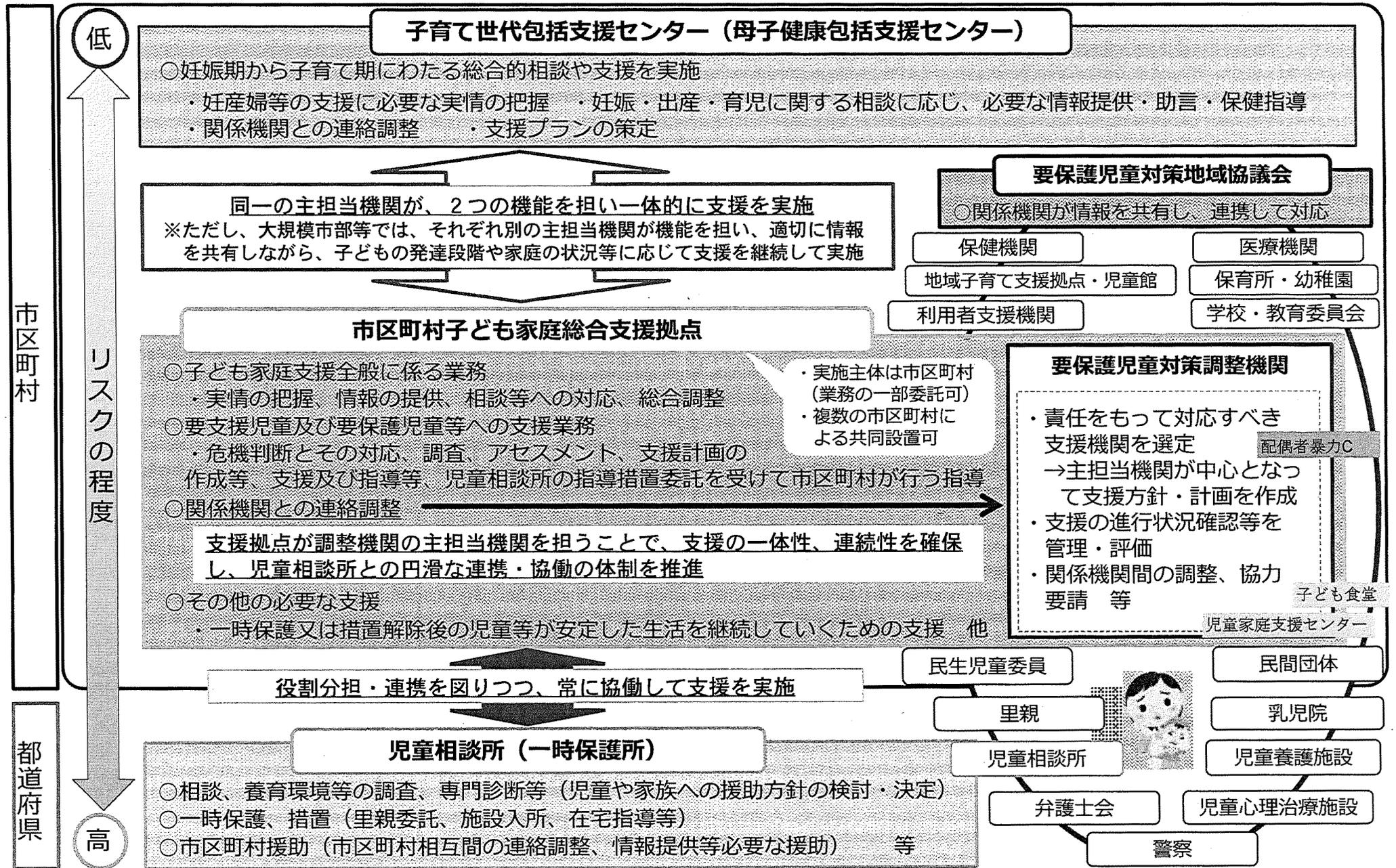
おわりに

私は、この検証に参加し、ひたすら■■■■ちゃんの人生を辿ってきた。

苦しくて自分の心が何度もつぶれそうになった。

しかし、この事件に関わった者として、■■■■ちゃんが天国からいつも見ていると思って、自分の持ち場で、今後も精一杯、自分なりの役割を果たしていきたいと思う。

市区町村における児童等に対する必要な支援を行う体制の関係整理（イメージ図）



「野田市児童虐待死亡事例検証報告書」への意見

弁護士 後藤啓二

本報告書については詳細に調査され、野田市、千葉県の子童相談所(「児相」)等の不適切な対応について詳しく指摘されている箇所には多々首肯する部分もあり、これらの点には敬意を表するものですが、基本的な考え方については疑問な点は何点か感じており、それにつき下記のとおり意見を申し述べます。

また、参考資料 1 として「関係機関が全件共有し連携しての活動が実施されていれば命を救えた事件」を添付しています。本意見は、参考資料 1 に記載した、児相や市町村、警察が案件を抱え込まず関係機関と幅広く案件を共有し、連携して活動してれば子どもたちの命を救えた数多くの事件(これらはごく一部に過ぎません)を分析し、それを貴重な教訓として、**■**さん事件をはじめこのような事件の再発防止のために書かれたものです。さらに、意見中に紹介している埼玉県の子相と警察との情報共有システムの整備の事例について参考資料 2 として、児相と警察の全件共有に関する厚労省資料を参考資料 3 として、野田市の国あての要望書を参考資料 4 として、添付していますのでご参考になさってください。

1 命に危険があるほどの暴力についてすら警察に知らせない対応を問題視していない

(1) **■**さんが学校に相談した際、「父にグーで頭を 10 回くらい連続で叩かれる。頻度は毎日。背中をけられたりする。父に夜中に起こされて、蹴られる。カチューシャをしている部分をグーで叩かれる。口をふさがれて床に押し付けられたことがあります、その時、父が「なかなか息が止まらないな」(と発言)」等と訴えており、極めて危険な命が危険にさらされている犯罪被害に遭っている旨訴えたにもかかわらず、学校、児相とも警察に通報していない。この対応が、**■**さんを救うことができなかった大きな理由の一つであるが、**本報告書はこの対応を何ら問題とせず、問題点として指摘していない。**

また、**■**さんが父親から性虐待を受けていたことが分かったときにも、児相が警察に連絡しなかったが、このことについても、本報告書は問題視していない。

本事件で、当初学校か児相が警察に通報していれば(あるいは性虐待が分かった時点で児相が通報していれば)、警察は傷害罪、強制わいせつ罪(口をふさがれて床に押し付けた行為については殺人未遂罪での検挙も可能かもしれない)で検挙したであろう。そのような対応をしていれば、**■**さんは父親から長期間隔離され、その間は安全が確保されたし、父親の釈放後も刑罰による虐待の抑止力が働いて父親も **■**さんを殺害するに至ることはなかった可能性が高いのである。

本報告書にこの点の指摘がないことをどう考えればいいのか。このような命が危険にさらされ、性虐待まで受けている子どもが助けを求めても、警察に助けられるべきでないと思

えているのか、親は極めて悪質な命の危険のある暴力を子どもに振るっても性虐待を行っても、警察に知らされることなく免責されるべきであると考えているのか、理解できない。いずれにせよ本報告書によると、子どもが学校に親から悪質な暴力を受けていると訴えても、警察に知らせる必要がない、警察に知らせなくとも問題がないということになり、極めて疑問である。

後述のとおり、文科省、厚労省、全国のほとんどの自治体はそのような考え方には立っておらず、全国的には、学校で把握された虐待が疑われる案件は警察に通報され、検挙されることにより子どもたちの保護につながっている(一方、本件ほど悪質でない行為については警察が警告ですませることも多く、警察の検挙活動は極めて謙抑的に行われていることについては、下記3(1)参照)。

しかし、千葉県では、平成26年の市原市■■■■ちゃん虐待死事件において、乳児が家で骨折し、医師から虐待の疑いが強いとの意見を得ながら、父親が否定したことをもって、児相は虐待と言い切れずとして警察に連絡せず、一時保護はしたものの解除し、条件違反を見抜けないまま殺害されるという事件を引き起こしており、平成19年の松戸市■■■■ちゃん虐待死事件についても同様である(参考資料1参照)。千葉県児相の、極めて悪質な犯罪であることが明らか、あるいはその可能性が極めて高い案件ですら、警察に通報せず、みすみす虐待死に至らしめるという対応は以前から繰り返されており、全国的にも特異で直ちに改められるべき対応であるが、本報告書はそれを問題視せず、是認するものとなっている。

(2)日本の社会に根強く残る親の子どもに対する暴力を容認する意識、危険な暴力、性虐待であっても警察に連絡する必要はないという意識が、日本で児童虐待がいつまでも改善に向かわない大きな原因であるが、本報告書においても、本事件で■■■■さんへの危険な暴力、性虐待について学校や児相が警察に連絡すべきであったという問題意識がないことに大きな違和感を感じる。

本件のような幼い子どもに対する保護者の危険な暴力、性虐待について、刑事的対応をすることは被害者の保護、法の支配の観点等から当然であるが(これを問題視するのであれば、家庭は家父長(夫、父親)が支配する治外法権で、子どもは暴力や性被害に遭っても警察は助けてはならない、ドメスティック・バイオレンスに警察は介入すべきでない、公的機関も国民も警察に知らせるべきではない、ということになる)、特に児童虐待における刑事的対応の意義については、日本弁護士会においても次のようにされており、その意義を否定する人はほとんどいないであろう。

「虐待を受けた子どもにとって刑事手続きのもつ意味として、「①物理的な安全の確保—刑事事件として立件され、虐待を行った親らが逮捕されるなど身体を拘束されることにより、事実上親子分離が図られ、子どもの物理的な安全を確保できる。②心的回復のひとつのきっかけ—虐待を受けた子どもたちは、守ってもらえるはずの親らから虐待行為を受けてきたのであり、程度の差こそあれ皆心的外傷を負っているといえる。また、それまで「お前が悪いから」「おまえがちゃんとしなから」などと叱責され続けたことにより、あたかも

虐待を受けるのは子ども自身に問題があると思込まされて自己評価が低くなってしまっている場合も多い。さらに、自分が虐待の事実を外部に話したことにより、家族が崩壊してしまったと自責の念に駆られる場合（特に性的虐待のケースに顕著である）もある。

親らの虐待行為が犯罪行為であることを公正な機関である裁判所において明らかにし、虐待を行った親らが刑事罰を受けることにより、子ども自身、自らが悪いわけではないと理解することは、虐待を受けた子どもたちが負っている心的外傷を癒すひとつのきっかけになりうる。」（日本弁護士連合会子どもの権利委員会「子どもの虐待防止・法実務マニュアル（第4版）」）。

以上、本報告書が、本事件につき児相・学校が警察に連絡すべきだったとは判断していないことは、極めて疑問であり、大きな違和感を感じる。

2 子どもを守るには警察を含めた多くの機関の多くの目で子どもを守る活動を行える態勢を整備すべきとの考えが見受けられない

(1) 本事件では、

- ・ ■■■さんから父親から暴力を受けていると聞いた時点
- ・ 一時保護をした時点
- ・ 一時保護中に性虐待の存在が明らかになった時点
- ・ 児相が独断で一時保護を解除した時点
- ・ 学校が父親から迫られ念書と ■■■さんの書いたアンケートを渡した時点
- ・ ■■■さんが転校させられた時点
- ・ 父親が祖父母宅から条件違反を犯して ■■■さんを自宅に連れ帰った時点
- ・ 児相が「お父さんから叩かれたというのほうですよ」と書いた手紙は親から書かされたものだとして ■■■さんから聞いた時点
- ・ 虐待死させられる直前の冬休みあけに ■■■さんが長期欠席となった時点

などなど多くの ■■■さんが危険な状態にあるのではと疑われる重要な局面で、警察を含めた多くの機関で情報を共有し、連携して ■■■さんを守る活動をするべきであった。最悪でも、虐待死させられる直前の冬休みあけに長期欠席となったことを警察に連絡していれば、警察が直ちに家庭訪問し、衰弱していた ■■■さんを救うことができた。

下記のとおり、子どもを虐待から守るには、警察を含む多くの機関が情報共有の上、危険な兆候があった場合には直ちに適切な機関(緊急の場合、保護者が威圧的、面会拒否等の場合には警察)が直ちに家庭訪問し、子どもの安否を確認し、衰弱等している場合には保護するという態勢の整備が重要であり、多くの自治体でそのような取組がなされつつある。

■■■さん事件では、千葉県児相、野田市において、このような態勢が整備されていなかったことが明らかとなり、それが ■■■さんを救うことができなかった原因である。しかし、本報告書では、上記の重要な局面で警察に連絡すべきであったとの記載は一切ない。一方、

「児童相談所は重要な情報は必ず市には伝えるべきである」とは記載されており(p73)、児相と市との情報共有、連携の必要性については認識されており、市と警察を明確に区別している。その理由は不明であるが、本報告書には、**児相が警察と情報共有し連携して対応する態勢の整備の必要性についての指摘・提言は見受けられないことに、大きな違和感を感じる。**

特に、父親が祖父母宅から条件違反を犯して■■■さんを自宅に連れ帰った時点で、千葉県の子相が無力にも条件違反を咎めることなく、追認したことについて、本報告書においても児相は「ギブアップ」していると認めている。にもかかわらず、警察と連携して対処すべしとの指摘はない。これほど暴力的・威圧的で、児相を無視して強引に■■■さんを連れ帰り、児相が「ギブアップ」するような父親には、警察とともに対応すべきというのが、子どもを守るためにも、児相・市町村・警察との合理的な役割分担の観点からも必要な指摘ではなかろうか。また、児相が「お父さんから叩かれたというのはうそです」と書いた手紙は親から書かされたものだと■■■さんから聞いた時点、冬休みあけに■■■さんが長期欠席となった時点も同様である。なぜ、異常な父親から■■■さんの命が危険にさらされていると判明した時点で、警察とともに対処することの必要性を指摘しないのであろうか(一方、このような場面で市は危機感をもって、児相と対峙する姿勢で臨むべきだった等と指摘されている(p73)。警察に協力を求めず児相と市での対応を求める指摘である。かかる指摘が児相と市町村に無理を強いるものであることについては後記5で述べる。)

(2)子どもを虐待から救うためには、1つ(あるいは少数)の機関に限られた人数で対応するよりも、子どもを救うことができる多くの機関の多くの目、人数で対応する方が、より確実であることは自明である。一つの機関が案件を抱え込んだままでは気づくことができない虐待の危険な兆候を、多くの機関で共有することにより、より多く気づくことができるようになるし、一つの機関だけでは子どもの安全確保のための家庭訪問もほとんどできないが、多くの機関が協力すればより頻繁に家庭訪問できることとなるのである。

しかしながら、これまで、多くの自治体では、児相が通報を受けた案件を抱え込み、他機関にはほとんど知らせない、警察には1%も知らせない、という他機関との情報共有・連携しての活動に極めて消極的であった(警察は自ら受けた通報はすべて児相に提供している)。その結果、■■■さん事件をはじめ警察と情報共有し、連携して活動していれば救えたはずの子どもが救えない虐待死事件が数多く発生した。最近、このような事件を反省・教訓として、多くの自治体の要対協の実務者会議で子どもを守ることができる警察を含む多くの関係機関が全ての案件を共有して、連携して活動する態勢の整備が進められている。

また、重篤な児童虐待事案に対応する児相と警察とがお互いが把握する全ての案件を共有し、連携して活動する態勢の整備が、平成20年に高知県で始められ、現時点で全国の自治体の半数程度で進められている。埼玉県では、令和2年1月から、県と警察の間で情報システムを整備し、県と県警本部のみならず、各児童相談所と各警察署の間でも、すべての案件につきリアルタイムで情報共有ができる態勢を整備した。その理由として、埼玉県の犬野知事は、2019年に発生した、■■■さん事件、札幌市■■■ちゃん虐待死事件、鹿児島県出

水市■■■ちゃん虐待死事件をあげ、これらについては「関係機関同士の情報共有」「警察との連携」が共通の問題であり、虐待の重篤化、威圧的な親への対応が問題となっている中で、「児童相談所が懸命に取り組んだとしても、それだけでは、子どもの命を守ることが困難になりつつある。警察との連携が特に重要であるというのが我々の判断である」と説明されている。埼玉県では、他県で起こった事件を教訓として、関係機関の情報共有、特に児相と警察との情報共有の重要性に理解を示され、リアルタイムで極めて効率的な情報共有システムを整備するに至っているのである(参考資料2)。

しかしながら、■■■さん事件を引き起こした肝心の千葉県では、■■■さん事件時はもちろん、その後現時点でさえ、児相は警察にごく一部しか虐待案件を提供しない。本事件においては、■■■さんが受けている虐待が命の危険に関わるような犯罪行為なのであるから、相談を受けた時点で、直ちに警察に通報し父親を逮捕して、■■■さんを守るという対応が必要であったことは、上記1で述べたとおりである。この時点以外でも、せめて、上記の重要な局面、たとえば、一時保護を解除しようとした時点、一時保護の条件が無視され父親宅に強引に連れ戻された時点、手紙は■■■さんが無理やり書かされたと判明した時点等、父親の異常さがさらに明らかになり、■■■さんの安全が懸念される局面で、児相が警察に通報していれば、警察が父親に厳しく警告し、その後も警察も含めた多くの機関で頻繁に家庭訪問し、■■■さんの安否を確認し、親への指導支援を続けていけば、父親に対するかなりの虐待の抑止力となったであろうし、最悪、■■■さんが1月から長期欠席しているとの情報を児相が警察に通報していれば、直ちに警察が家庭訪問し、衰弱していた■■■さんを緊急に保護することができたのである。

千葉県の児相、野田市が■■■さんを救うことができなかったのは、上記のとおり埼玉県をはじめ多くの自治体で整備されている、警察を含む関係機関の情報共有と連携態勢が整備されていなかっただからである。

(3)そもそも、虐待案件の通報を受けた児相や市町村が抱え込み、他の機関が知らされないのでは話にならない。警察にせよいずれの機関にせよ、虐待されている子どもと接する機会があっても、児相や市町村から、どこの子どもが虐待されているかを知らされない限りは、子どもを守ることはできない。警察は110番等で虐待ではないか、DVではないかなど住民から多くの通報が寄せられるが、その際に、この家庭は虐待家庭であると児相や市町村から予め知らされている場合には、現場に赴いた警察官は虐待家庭であることを念頭に注意深く対応できることから、親から騙されることなく、子どもを保護することができる。しかし、予めそのような情報を得ていない場合には、親から騙され、虐待を見逃し、救える子どもを救えない事態を起こしてしまう(参考資料1:東京都葛飾区■■■ちゃん虐待死事件、大阪市西淀川区■■■ちゃん虐待死事件など)。

また、児相が案件を警察と共有することとすれば、警察はその家庭について警察が保有する情報(DVで対応したことがあるなど)を児相に提供するのであるから、児相は自ら入手できない多くの情報を入手できることになり、一時保護等処遇の判断がより適正に行うこと

ができるのである。さらに、警察はその後も日常の警察活動を通じその子どもが虐待を受けていないか見守ることができるし、虐待の危険な兆候があれば児相に通報するのである。

他の機関も同様である。たとえば民生委員が被害児童について知らされている場合には、その子どもにあざやけがある、衰弱している等の様子を把握した場合には、虐待の疑いが高いとして関係機関に通報できるが、あらかじめ知らされていない場合には、このような対応はとることは甚だ困難である。また、家庭訪問等による子どもの安否確認も一つの機関だけではごく限られた回数しかできず、ほとんどほったらかしにされてしまうが、多くの機関が案件を共有し、かかわることとすれば、より頻繁に子どもの安否を確認できることになる。

以上から、子どもを守ることを最優先とする立場に立つ限り、虐待が疑われる案件についてはすべて関係機関で共有される必要があることは明らかである。児相や市町村が把握した案件を関係機関とは一部しか案件を共有しないという方針では、共有しないとされた残りの案件について、子どもにとって下記のような多くのメリットを無にしてしまう。

- ① 警察等他機関が当該家庭の子どもや親と接触した場合にも虐待に気づかず、子どもを救えないという虐待を見逃してしまうリスクをなくす
- ② 日常の警察活動等を通じその子どもが虐待を受けていないか、保護者に虐待を悪化させる事情が生じてないかなど、注意して見守ることができる
- ③ 警察等多くの機関が分担して数多く家庭訪問して子どもの安全確認をできる
- ④ 児相が、警察が保有する当該家庭の情報(DV 対応歴があるなど)の提供を受けることができ、一時保護等処遇の判断を適正に行えるようになる(これは児相にとり大きなメリットで、警察との共有を拒否する児相はこのメリットを放棄していることになる。警察と連携するぐらいなら子どもを守るために有用な情報も不要というのであろうか。)

その結果、案件を共有していれば救えたはずの子どもたちを救えないことになってしまいうし、通報する住民からすると、警察に通報すれば自らの通報は共有され連携しての活動がなされることに比し、児相への通報は「死蔵」されていることになる。

ところが、千葉県の児相は、■■■■さん事件当時も、現在においても一部しか警察と案件を共有しておらず、極めて不十分な連携態勢しか整備されていないが(案件を知らせずして、連携した活動などありえない)、**本報告書においてはそれを全く問題視していない。**

(4)本報告書を作成された検証委員の奥山真紀子氏が会長を務め、山田不二子氏が理事・事務局長を務める日本子ども虐待防止学会は、児相から警察への情報提供について、「警察への情報提供は必要な場合に限り」、すなわち「児相が必要と判断した場合に限り」提供すればいいとして、児相と警察が幅広く案件を共有して連携して対応することに反対されている(2018年7月13日厚労大臣あて要望書。東京都目黒区■■■■ちゃん虐待死事件を踏まえその再発防止策を求める要望書の中で主張されている)。

しかし、一部しか警察と情報共有しない千葉県の対応、「児相が必要と判断した場合に限り」警察と情報共有すればいいという上記学会の見解によると、上記の①から④の、案件を共有することにより子どもが守られるメリットをみすみす放棄することになってしまう。虐待案件を警察が知らされないままでは、警察が 110 番等で虐待家庭と接触する機会があっても虐待を見逃し、パトロール活動、DV 捜査等の場面で虐待されている子どもに気づくこともできず、虐待家庭の付近を夜間パトロールして異変がないか警戒活動もできず(警察に助けを求める DV・ストーカー被害者の大人の女性宅には行っている)、他機関と協力しより数多く子どもの安否を確認することもできず、児相も警察の有する虐待家庭に関する情報を得ることができない、という結果になってしまうのである。また、虐待を受け命の危険にさらされている子どもたちの立場からは、児相は「きみたちのことは警察には知らせないよ。われわれ児相が必要ないと判断したから。それで警察に助けられなくても仕方がないんだよ。」と言っていることになる。これを正当化する理由は、子どもを守るということを最優先とする立場からは思いもつかない(注)。

「児相が必要と判断した場合に限り」警察に提供すればいいという見解は、児相がどの案件が警察と連携して対応すべきか案件かということについて、いいかえれば将来にわたる虐待リスクについて 100%間違いなく判断できるという前提に立つ、児相職員の能力に全幅の信頼を置く見解である(もしそうでないのであれば、児相が判断を誤り、子どもを虐待死に至らしめることは当然多々あるが、それでも問題ないと考えていることになる)。

しかし、そもそも 1 回や 2 回の家庭訪問で虐待リスクの正確な判断は、児相職員であろうが、市町村職員であろうが、警察官であろうが、保健師であろうが、医師であろうが、神ならぬ人間の身で不可能である。親は虐待を隠すことが通例で、子どもは被害を訴えることはできないのであるから、さらに、その後の家庭の経済状況や親の精神状態の悪化、シングル家庭では新たな暴力的な同居人の出現等により虐待が急激に激化する危険性は常にありうることなのであるから、親が虐待を否定したからと言って「これは虐待ではない、あるいは緊急性は低く、警察と連携する必要はない」と軽信することは、リスク判断として「ぞつと」するほど極めて危険である。

千葉県の児相は、■さん事件では何度も何度も見られた虐待の危険な兆候を全く無視し続け、市原市の事件では乳児が腕を骨折し、医師から虐待の可能性が高いとの意見を得ながら、父親が否定したことをもって「虐待とはいいいきれない」と判断し、松戸市の事件では、女兒が顔にけがをしていたにもかかわらず保護者が否定したことをもって「面談時に女兒が両親のひざの上に乗るなど家族関係に不自然な点を感じなかった」と判断しているのである。東京都目黒区■ちゃん虐待死事件でも、東京都の児相は母親から面会拒否されたにもかかわらず、そのまま放置してもリスクはない、親との信頼関係を優先して安否確認しなくても問題ないと判断し、警察にも連絡せず虐待死に至らしめている(高知県の児相がこのような場合はかなりのリスクがあるとして警察に必ず連絡していることは後記のとおり)。

これまでの多くの虐待死事件は、児相や市町村が 1 回や 2 回の家庭訪問で「これは虐待

ではない、緊急性は低いので警察と連携する必要はない」とリスク判断を誤って、案件を抱え込んだ事例で起こっている(警察でもそのような事例がある)。虐待死事件後に「虐待を疑う情報はなかった」「甘かった」「驚いている」などと弁明する児相や市町村がいかに多いことか。子どもを守る立場に立つ限り、1回や2回の家庭訪問で虐待の正確なリスク判断など不可能であるという謙虚な姿勢に立ち(児相職員は自分たちが間違いなく虐待リスクを判断できると思うことなく)、幅広く案件を関係機関で共有し、多くの関係機関の多くの目で子どもを見守るという態勢の整備が不可欠であることは自明である。児相が必要と判断した場合に限り警察と情報共有すればいいという見解に立つ限り、児相がリスク判断を誤り案件を抱え込んで救えるはずの子どもの命を救うことができない事件が続いてしまう。

(5)さらに、全ての案件を関係機関で共有した上、いずれかの機関が、親の面会拒否、面会不能、長期欠席等虐待の危険な兆候を把握した場合には、直ちに他の機関とその情報を共有し、いずれか適当な機関が速やかに家庭訪問し、子どもの安否を確認しなければならない。最近でも児相や市町村が虐待の危険な兆候を知りながら、警察等他機関に連絡せずそのまま放置して、虐待死に至らしめる事件が相次いでいる。

本事件でも、長期欠席は虐待の危険な兆候でありながら、■■■さんが冬休みあけから長期欠席させられながら、野田市、千葉県の子相とも、自ら家庭訪問もせず、警察にも通報せず、一切■■■さんの安否確認をしなかった。この時点で、警察に連絡していれば、警察が衰弱していた■■■さんを発見し、緊急に保護できたのである。児相や野田市が家庭訪問しても、父親は面会拒否した可能性は高かったと思われるので、このような命にかかわる緊急の場合、威圧的な保護者のいる場合などには、24時間出動でき、威圧的な保護者にも毅然として対応できる警察が対応することが必要である。高知県では10年以上前から、児相職員が保護者から面会拒否された場合には直ちに警察に連絡し、警察官が児相職員とともに家庭訪問し、子どもの安否確認を実施している。

最近でも、千葉県市原市1歳児虐待死事件、東京都大田区■■■(■■■)ちゃん餓死事件等、危険な兆候(面会拒否、面会不能)がありながら、市区町村が警察等他機関に連絡せず、虐待死に至らしめる事件が相次いでいる。これらの事件でも危険な兆候把握時に、警察等の関係機関に連絡して、警察が直ちに家庭訪問していれば、子どもたちの命は救うことができた可能性は高い(面会拒否、面会不能という極めて危険な状況であるから警察が対応すべき事案である)。

(6)虐待から子どもを守るためには、上記のような対応ができるような態勢の整備が必要である。一言で言うと、一つの機関ではなく多くの機関の多くの目で子どもを守る、ということであり、より詳しく言うならば、

「全ての虐待案件につき関係機関で共有の上、関係機関ができる限り多くの虐待の危険な兆候を把握するように活動し、それを把握した場合には直ちに全ての機関で共有し、適切に対応できる機関(緊急に対応すべき場合、親が威嚇的・暴力的である場合などは警察)が直ち

に家庭訪問して子どもの安否を確認し、衰弱等している場合には緊急に子どもを保護する」という態勢を整備することである。

ところが、本報告書では、以上のような、警察を含めた子どもを守ることができる多くの関係機関が、確実に漏れなく案件を共有して連携して子どもを守る活動を行う態勢を整備すべしとの指摘、提言は見受けられず、警察との連携の必要性の指摘は一切ない。案件を共有しないリスクを認識していないと感じざるを得ない。

東京都目黒区■■■ちゃん虐待死事件を教訓に出された閣議決定(平成30年7月)では、外傷事案等については児相は警察に通報する旨定められ、■■■さん事件を教訓に文科省から出された「学校・教育委員会向け虐待対応の手引き」(令和元年5月)では、明らかな外傷事案等については学校は警察に通報する旨定められている。いずれも対象を限定しすぎではあるが、児相、市町村、学校、警察との情報共有の重要性についてはある程度理解している内容ではある。しかし、本報告書には、このようなある程度は警察との児相、学校との情報共有を重視する政府の方針への言及もなく、最低限これらを守るべきだったの指摘もなく、独自の見解をとっているように思われる。

児相に全幅の信頼を置く、「児相が必要と判断した場合に限り警察に情報提供すればいい」という見解は、警察と一部しか情報共有も連携もしない千葉県の子相のこれまでの対応を是認するものであり、本報告書でもその点は問題点として指摘されていない。それではいつまでも救えるはずの子どもの命が救えない事件が繰り返されることとなる。実際に、日本子ども虐待防止学会が、■■■ちゃん事件後に上記見解を公表した後に、■■■さん事件が発生している。千葉県の児相が、上記見解に従って警察との全件共有を拒否しているのかどうかは不明であるが、千葉県の児相が、■■■ちゃん事件を教訓として警察との全件共有と連携しての対応を実現した多くの他府県と同様、警察と全件共有し連携して対応していれば、すなわち、本事件において児相から警察に情報提供され、密接に連携して活動していれば、■■■さんの命は救えたのである。

本報告書で、子どもを守るには警察を含めた多くの機関の多くの目で子どもを守る活動を行える態勢を整備すべきとの考えが見受けられないのは極めて残念である。野田市や千葉県の児相が、本報告書の上記考えをそのまま受け入れてしまうならば、■■■ちゃん事件に続き、■■■さん事件も何ら教訓として生かされないことになってしまうことを強く懸念する。

(注)ところが、それを正当化する理由として一部の児相は、児相の把握する案件を警察に提供すると虐待親が相談しにくくなるおそれがあるという理由を挙げる。しかしながら、そのような抽象的で、実害がいかほどあるのかの主張・立証もなく(そもそも虐待親からの相談は極めて少ない)、「あるかもしれない」という単なる憶測に基づき、上記のような大きな効果により極めて多くの子どもを救うことができる取組を否定する根拠となりうるはずもない。10年以上前から実施している高知県や茨城県ではそのような問題はないと報告されており(参考資料3)、他の実施している多くの道府県からもそのような問題の指摘はない。何よりもこんな考え方を認めてしまうと、児相が警察のみならず学校や病院等あらゆる機関

とも連携しないまま、どれほど救えるはずの子どもの命が奪われ続けても、他機関と連携しない対応が正当化されてしまい、かつ、親からの相談であれば命の危険のある暴力や性犯罪であっても警察に知らせないことが正当化されてしまうことになる。さらに、この理屈からすると警察との情報共有を拒否できるのは親からの相談だけのはずであるが、実際にはそうでない案件も広く共有を拒否している。一方で警察との情報共有を拒否する児相も 110 番等を受け家庭に駆け付け対応している警察官からその家庭や子どもの児相の取扱い歴について照会を受け回答しており、警察との情報共有の必要性についてはさすがに否定できないのである。虐待親が相談しにくくなるので警察とは情報共有できないのであれば、このような回答もできないはずである。共有拒否を正当化する理屈は破綻しているのである。

3 有効な社会資源としての警察を活用して子どもを守るという考えがみられない

(1)上記 1、2 からも言えることであるが、本報告書には、社会資源としての警察を有効に活用して子どもを守るという発想がみられず、むしろ関わらせてはならないと考えているのではないかとさえ思われる。

警察が児童虐待防止対策で果たしている役割は多岐に上るが、上記 1 で述べた刑事的対応(検挙活動)はそのごく一部にすぎない。児相が把握した虐待案件は 159,850 件であるが(平成 30 年度)、警察の検挙件数は 1,380 件(平成 30 年)と 1%にも満たない。警察の検挙活動は極めて謙抑的に行われており、刑事的対応が可能で、何ら問題ない場合でも、警告ですませる場合も少なくない。警察の主要な役割は、検挙活動ではなく子どもを守る活動であり(保護活動)、子どもを守ることができる機関の一つとして他機関と協力し、連携し、子どもを救い、守ることである(警察法 2 条に規定する警察の責務は「国民の生命、身体、財産の保護」である)。

本事件では、父親が悪質極まりない暴力を幼い子どもに振るう、学校や市、児相の職員に恫喝する言動を行う異常な父親なのであるから、■■■■さんを守るためには市や児相の職員でなく警察官が対応するべきでなかったのかということは、通常の社会常識を有する多くの方は思われるところであるが、本報告書にはそのような記載が一切ない(千葉県¹の検証報告書にはそのような記載がある)。

また、上記 1 のとおり本報告書には、本事件が父親による明らかな犯罪(傷害・強制わいせつ等)であるのに、警察に連絡すべきであるという指摘もない。さらに、上記 2 のとおり、本報告書には、警察を含めた子どもを守ることができる多くの関係機関が情報共有して連携して子どもを守ることができる態勢を整備すべしとの指摘、提言は見受けられない。

以上、本報告書は、本件のような危険極まりない犯罪で、かつ、保護者が威嚇的で一般の公務員が対応することが極めて困難な事案ですら、警察が対応すべきでない、かかわるべきでないと考えで買われているように思われる。

(2)なぜそのように考えられるのがその理由は不明であるが、私はある府県の児童虐待担当

課の課長に、児相と警察との情報共有と連携しての対応を要望した際「児童虐待には「福祉」で対応すべきで、福祉は警察と連携してはいけない。だから警察との情報共有と連携は拒否する」と言われたことがある。私が驚いて、「全くおっしゃっている意味が分かりません。なぜ子どもを守るために福祉と警察が連携してはいけないんですか。こちらの府県でも児相が案件を抱え込んでは何人も子どもが殺されているのではないですか。警察と連携すれば救えたでしょう。高知県などではかなり前から実施してますよ」というと、黙り込む、という対応を経験しており、同様の対応は他県でもある。このような極端な縦割り意識、縄張り根性、いわゆる“福祉ムラ”といわれる福祉関係者だけで児童虐待には対応すべきで、他分野の関与は拒否する、子どもを守るためには何がベストの取組か、関係機関と協力し連携したほうがいいのではないかなどとは考えない、他府県の先進的な取組みなど無視し、自分たちだけの今までどおりのやり方に固執する、その結果子どもが救えなくとも問題はないと正当化し改善を拒む、という思想、イデオロギーというか思い込み、日本でしばしば見られる他分野の関与を嫌う閉鎖的な「専門職種の独善」に陥っているとしか考えられない、児相関係者や福祉の研究者、医師、弁護士等が少なからず存在していることからすると、本報告書に示されている見解もそのような考え方と関係しているのかもしれない。

言うまでもなく、そのような考え方に基づいて、このような危険極まりない親に対しては警察を排除して対応すべきと言うのであれば、いつまでも同様の事件が続くだけである。

このような考え方は子どもの命を最優先としたものではなく、自分たちの思想、思い込み、イデオロギーを優先させ、子どもの命はその範囲内で守られればいい、というものではないだろうか。さらに、このような考え方は、警察と連携して子どもの命が救われるよりは、警察と連携しないまま一福祉で対応すべきという原則を貫いて一子どもが救えない方がまし、少なくとも問題はない、という考え方にまで至っているのではなかろうか。児相は、警察と情報共有すれば、警察は児相にその家庭につき保有する情報を提供するのである。そうすると、児相は自らでは得ることができないより多くの情報を入手でき、一時保護等の判断がより適正にできるようになる。子どもはより守られることになるのであって、児相にとっても歓迎すべきことである。本来なら、児相から警察に頼まなければならないほどのものである。にもかかわらず、千葉県等の児相は、警察との情報共有を拒否することにより、このような子どもがより守られる連携態勢の構築を拒否している。そして本報告書もそれを問題視していない。

これまで児相が警察等の関係機関と連携せず虐待死に至らしめた事件後の記者会見で、児相の所長が「対応に問題はなかった」旨発言し、その非常識さに国民が呆れ、憤激することがしばしば見受けられる。しかし、所長にとっては、児童虐待対応のあるべき方針どおり、警察等関係機関と連携せず「福祉」だけで対応したのだから、子どもは救えずとも「対応に問題はない」のである。それを理解しない世間の方がおかしいのである。

これを「専門職種の独善」というのか、到底理解できるものではないが、警察と連携して子どもの命を救おうとしない児相関係者は、警察と連携しないまま一福祉で対応すべきという原則どおりに一子どもが救えなくても問題ないと考えているとしか思えないのである。

(3)昔はあった大家族の中で、あるいは親密な地域社会の中で守られていた子どもたちは、今や、家庭の中で保護者以外の大人の目が届きにくい危険な立場に置かれている。核家族化(シングル家庭化)の進展、外部からの目が届かないマンションの増加、地域社会の連帯意識の希薄化等が進み、プライバシー意識の高まる中で、家庭は密室化している。密室化した家庭の中で、圧倒的な力関係の差がある保護者の暴力から、大人のように抵抗することも、助けを求めることも、逃げることもできない子どもの命を救い、守ることは甚だ困難な業務であり、見相あるいは市町村だけで、「福祉」部門だけで、到底できるものではない。

できる限りの多くの関係機関が協力・連携して、その能力を最大限発揮して、子どもを守る活動を行うことができるような態勢を整備しなければならず、組織の縦割り、特定の専門職種だけでの対応にこだわることなど許されない。できる限り多くの機関がかかわり、それぞれが関わるができる場において、子どもが虐待を受けていないか、保護者に虐待を悪化させるおそれのある変化はないかなどの情報をできる限り多く把握し、それらの情報をすべての機関で共有する、その上で、虐待の危険な兆候を把握した場合には最も迅速・適切に対応できる機関が子どもの安否を確認し、子どもが衰弱等している場合には緊急に保護するという仕組みが必要である。

そのためには、多くの専門職種が、互いの立場・業務内容・体制・能力を理解し、それに敬意を表し、協力して連携態勢を構築し、自分の組織の今までのやり方に固執せず、常により良いやり方を模索しつつ、ベストの態勢を整備していく努力を続けるしかない。自分たちのやり方が正しくて、一方的に他の職種の気に入らないところを問題視し、連携・協力を拒否すべきでない。上記のとおり、警察の検挙活動は極めて謙抑的に行われており、刑事的対応が可能で何ら問題ない場合でも、警告ですませる場合も少なくない。警察の主要な役割は、検挙活動ではなく子どもを守る活動であり、現場で虐待対応の指揮を執る警察官も「警察官は家庭支援の専門家ではないが、捜査員は福祉の観点もどんどん取り入れている。私たちの目的は子供を守ること。逮捕ありきではない。」と話している(令和2年7月30日産経新聞)。すべての機関が、他の機関、他の職種を理解し、尊重し、協力的な関係を構築する努力をすべきである。「福祉」の立場からのアプローチが絶対に正しくて、警察の立場からのアプローチは排除すべきという姿勢では、ベストの態勢で子どもを守ることはできない。

いやしくも虐待から子どもを守ろうという立場に立つならば、できる限りの社会資源を動員して、ベストの態勢で子どもを守る活動を行うことを目指しこそすれ、警察をかかわらせるべきでないなどとは思いつくはずもないのではなからうか。

住民等からは見相と警察にほぼ同数虐待ではないかとの通報が寄せられ、令和元年の警察への通報件数は9万8,222件に上り、見相への通報件数を上回ることも予想される。もちろん警察は通報を受けた虐待案件は全件見相に通報している。警察はほぼ全件その日のうちに家庭訪問し子どもの安否を確認し、危険と認められる場合には子どもを緊急に保護し見相に身柄付通告を行っており、その数は同年には5,553人に上っている。通報を受け、子

どもの安否を確認し緊急に保護するという役割では、警察は児相を上回る活動をしている。

児相や市町村の職員には威嚇的言動を行う、面会を拒否するという対応をする保護者も、警察官にはそのようなことはせず、警察官の指導・警告には従うことが多い。警察官が家庭訪問すれば子どもの安否確認は確実にを行うことができる(前記のとおり高知県では以前から児相職員が親から面会拒否された場合には直ちに警察に連絡し、警察官が児相職員とともに家庭訪問し子どもの安否を確認する態勢を整備している)。

また、市町村の要対協実務者会議のメンバーとして、他機関と連携して虐待家庭の訪問等による子どもの安否確認、パトロール活動等により子どもに虐待が加えられていないかの確認、特に暴力的・威嚇的な親への指導警告等を行うことにより、子どもを虐待から守ることができる。重大な犯罪に当たる虐待行為については検挙し、検挙により子どもを危険な保護者から隔離して守る、という役割を果たしている。さらに、児相が虐待案件を警察に知らせれば、当該虐待家庭について警察が保有する情報を児相に提供することより、児相も自分では把握できない多くの情報を入手でき、一時保護等適切な判断に資することができる。

子どもを虐待から守るためには、このような役割を果たすことができる有用な社会資源である警察を他機関と密接に連携協力できる態勢を整備し、子どもを守るためベストの態勢で取り組むべきであって、かかわらせてはならないものでは決してない。

しかしながら、本報告書には、社会の有効な資源である警察も活用して、できる限り多くの機関が連携協力して子どもを守るという発想が見受けられず、むしろ虐待問題には警察を関わらせてはならないとの考えに基づいているのではないかという印象を受けるのである。

(4) 次に、本報告書では、子どもたちに「児童相談所という子どもを守る機関」があることを伝えるべきである、と指摘しているが(p60)、これには強い違和感を覚える。全国には、子どもからの相談に適切に対応する自治体の児相があることは否定しないが、**■**さんに対する**■**さん極まりない対応を行い、救えるはずの命を救うことができなかつた千葉県の児相の対応を目の当たりにしながら、このような提言を行うことには大きな疑問がある。ましてや、**■**さん事件以前にも、千葉県の児相は、市原市**■**ちゃん虐待死事件(平成 26 年)、柏市**■**ちゃん餓死事件(平成 23 年)、松戸市**■**ちゃん虐待死事件(平成 19 年)等児相が関与しながら案件を抱え込み、警察等関係機関と情報共有も連携もしないまま、救えたはずの子どもの命を救えない事件を繰り返しているのである(参考資料 1 参照)。このような千葉県児相の実態を知った上での提言であろうか。

野田市は**■**さん事件を真摯に反省し、再発防止に全力で取り組んでいると感じる。しかしながら、千葉県の児相は、警察等関係機関との連携にも今でも消極であり、再発防止策に真剣に取り組んでいるとは感じられない。野田市の実務者会議での千葉県の児相職員の言動からも、関係機関と連携して熱心に取り組んでいるようには到底思われない。警察から児相に通告した案件をかなりの日時が経っても家庭訪問すらしていない事例も見受けられる。野田市が児相の一時保護に代わる「仮保護」の権限を市町村に認めるよう国に対して要望書

を提出しているのも(令和元年6月27日)、千葉県の見相の活動への危機感の現れと解することができる(参考資料3)。

また、本年6月千葉県市原市で、10カ月の次女に食事を与えず放置し1月に死なせたとして母親が逮捕された事件で、千葉県と市原市は見相や市の関与の有無につき発表を拒否した。千葉県は、■さん事件にからみ新たに虐待死事件が発生した場合、県は見相の関わりを含め一切情報を公表しない方針を決定しており、県児童相談所改革室の■は「個人情報保護の観点から見相の関与を含め、何も言わないことに決まった。野田市の事件は情報を出し過ぎた。不手際だった」と説明している。千葉県の見相は、■さん事件の教訓として、隠ぺいといしか言いようのない方針を打ち出しているのである。こんな組織を子どもたちに「児童相談所という子どもを守る機関」があると伝えるわけにはいかないであろう。

(5)むしろ、親からの暴力を受けている子どもたちに伝えるべきことは、「親から暴力を受けたときは警察に相談してください」ということではないだろうか。

小学生以上の子どもは、自ら助けを求めることができることが可能な年齢であり、実際に虐待の被害児童が110番する、あるいは交番に駆け込むなど警察に助けを求め、救われている事例は数多くみられている。報道されたものでは、2019年5月仙台市で小2男児が学校の教師に「父親から投げ飛ばされ蹴られた」と訴え、学校は翌日に見相に通告したが、見相は自ら家庭訪問もせず警察にも通報せず放置し、その3日後に児童は父親から2時間半にわたり暴行を受け、児童は午後8時ごろ、一人で800メートル離れた交番まで歩き、警察官に保護され、父親は逮捕されたという事件がある。また、愛知県豊明市で小5の男児が自分と小2の妹に暴力をふるう父親につき、「妹が父親に蹴られている。どうしたらいいですか」と交番に電話で相談し、警察官が駆け付け兄妹を保護、兄は「このままでは僕たちは殺されるかもしれない」と訴え、父親を逮捕した事件等がある。

交番は地域に数多くあり、おまわりさんは地域をパトロールしており、子どもたちにとって身近な存在である。また、警察には110番すればよく、警察は夜間も日曜休日も24時間活動していることも子どもたちは知っている。しかも、知らない人に手をつかまれ連れ去られそうになったとき、襲われたときには、交番に助けを求めればいいということは、幼い子どもたちでも学校等で教えられている。

親からの暴力を受けている場合も同様である。子どもたちが最も助けを求めやすく、身近で、かつ、土日も含め24時間365日対応でき、上記仙台市の見相のように3日経っても家庭訪問もしないということもなく、直ちに対応できるのは警察である。夫からDV被害を受けた多くの女性は危険に直面したときに自らの安全確保のために迷わず警察に助けを求めている。子どもたちも大人と同様、虐待の被害児童も危険に直面した時に自らの安全を図られるべきという考えに立つのであれば、子どもも大人同様に警察に助けを求めることができるように学校等で子どもたちに周知徹底すべきである。上記の愛知県豊明市の事件につき、NPO法人「子どもの虐待防止ネットワークあいち」の岩城正光理事長(弁護士)は「虐

待された十一歳の長男が交番に通報したことがすばらしい。被害に遭った子どもが警察に通報して虐待が発覚したケースは聞いたことがない。親の暴力に対し、子どもが積極的にSOSを出すようになった。子どもの命を守るため迅速に対応するには、最初の通報先は児童相談所より警察が望ましい」と話されている(2006年8月31日中日新聞)。

なお、児相が真摯な活動を行うようになり、児相が信頼できる機関となった場合には、子どもたちに「児童相談所という子どもを守る機関」があることを伝えてもいいかもしれないが、上記のとおり、警察と比べて児相は、数も少なく(全国で220か所しかない)、どこにあるか大人も子供もほとんど知らず、夜間も日曜休日も活動せず、平日の9時から5時のみしか電話も通じず、それ以外は当直係か委託を受けたNPOが電話受けするだけで、連絡しても警察のように直ちに救いに動くことなどまず考えられず、真夜中の午前3時に親から家を追い出され児相に相談に来た小6の少女に対して、委託を受けたNPOが「警察に相談しなさい」と追い返したという事例までである(2019年3月神戸)。

上記の岩城弁護士のコメントのとおり、子どもたちが虐待を受けたときに駆け込む組織としては児相より警察の方が適切である。児相は不適切な対応が目に見え余るといった質的な問題を除いても、数的にも、体制的にも、機動力の面でも、子どものSOSに迅速に対応できる組織ではない。子どもたちがより頼りにすることができる警察という有効な社会資源があるのであるから、子どもたちにもそのように伝えるべきではないだろうか。

以上、本報告書には、社会の有効な資源である警察も活用して、できる限り多くの機関が連携協力して子どもを守るという発想が見受けられず、むしろ虐待問題には警察を関わらせてはならないとの考えに基づいているのではないかとすら思われる。もしそうだとすると、子どもの命を最優先にして関係機関が連携協力して全力で取り組むべきであるという主張ではないのではないかと、いくら有用な社会資源であっても関わらせたくないとする機関は関わらせないという考えではないかと、それは果たして子どもの命を最優先とした考え方であるのか、などの疑問を感じざるを得ない。

4 これまでの児相・市町村・警察の不適切な対応による虐待死事件を教訓とせず、多くの先進的な自治体の取組を参考にしていない

本報告書は、これまでの児相・市町村・警察の不適切な対応による虐待死事件を教訓とし、多くの先進的な自治体の取組を参考にしたものとは見受けられない。

参考資料1記載のとおり、埼玉県三郷市■■■■ちゃん虐待死事件、東京都葛飾区■■■■ちゃん虐待死事件、東京都目黒区■■■■ちゃん虐待死事件等児相が把握している虐待案件を警察と共有していれば警察が子どもの命を救えた事件が数多くみられ、本事件もそうである。

これらの事件、特に、■■■■ちゃん事件、■■■■さん事件を教訓として、児童虐待を防止し、虐待されている児童を救い、守るためには、一つの機関だけで案件を抱え込むのではなく、児童を守ることができる多くの機関が案件を共有し、連携して活動する必要性について理

解が深まっており、今や全国半数近くの自治体では、児相、(市町村)、警察とで虐待案件を確実に漏れなく共有の上連携して活動に取り組まれるようになってきている。

このような自治体では、児相と警察との連携がより図られたことにより、今までより適切に対応でき、児童を適切に保護できた事例が多くみられるところである。たとえば、参考資料2記載のとおり、埼玉県では、児相と警察との全件共有と連携しての活動の成果として、姉弟を警察官が夜間に保護し、共有情報を確認したところ過去の被虐待歴が判明し一時保護につながった事例、親にたたかれているとの通報により警察官が出動、親がしつくと主張したが共有情報により過去の被虐待歴が判明し、一時保護につながった事例が報告されている。また、文部科学省が2019年5月に作成した「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」の中で、外傷事案等は学校から警察への通報が義務付けされるなど関係機関の連携は一層取り組まれつつある。

しかしながら、本報告書には、**■■■さん**事件をはじめこれまでの児相・市町村・警察の不適切な対応による虐待死事件を教訓とした埼玉県など多くの先進的な自治体の取組や文科省の手引きについて一切言及もなく、参考としているようには感じられない。これでは、いまだ警察等関係機関との情報共有を一部に限るなど連携に消極的な千葉県に、連携態勢の整備を促すものとはならないのではないかと危惧される。

5 市と県との現実の力関係を無視する指摘、市町村・児童相談所の業務軽減、業務の合理化に資する観点のない指摘

(1)本報告書には、野田市に対して児童相談所にもっと必要な対策を意見すべきであったとの指摘が多くみられ、首肯すべき指摘も多いものの、県(児相)と市の現実の力関係、児相職員への横柄さ、態度の悪さ等を踏まえると、現実的で受け入れ可能な提言とはなっていないように思われる。

千葉県柏市**■■■**ちゃん虐待死事件においても、千葉県の児相は危機感を持った柏市の母子保健担当からの検討会を開くべきという意見に対して、「虐待担当課を通じて申し入れるよう」旨回答するだけで応じず、ほとんど何も対応せず**■■■**ちゃんを虐待死に至らしめている。また、市原市**■■■**ちゃん虐待死事件でも、乳児が骨折し、医師が虐待の可能性が高いと指摘しながら、父親が虐待を否定したことをもって、虐待とは言い切れないとし、警察に連絡せず、児相は一時保護しながら短期間で危険な家庭に戻してしまい、条件違反に気づかず、虐待死に至らしめるなど本事件と同様の対応をしている。千葉県の児相のこのような姿勢は長年改められていないのである。それにもかかわらず、野田市はもっと千葉県の児相に強く意見を申し入れるべきであったというだけでは、問題の解決にはあまりならないように思われる。より現実的な効果が期待できる指摘を行っていれば、より適切だったと思われる。

たとえば、市に対して優位な立場にある県に、今までのずさんで市に対する傲慢な態度・姿勢を改めさせるためには、市が警察と連携して、児相に対して市と児相と警察の3機関が密接に連携して対応する態勢を作るよう申し入れることが効果的であると考えられる。

児相は市に対しては傲慢な姿勢を取っても、警察などの機関にはさすがにそのような態度はとりづらまいであろう。そのような態勢を整備せず、県と市という1対1の関係のまま、市は強く申し入れるべきだということでは、これまでどおり児相が市より優位に立ち、市が申し入れても児相は受け入れず、必要な対策を講じないまま、今後も本件のような事件を引き起こしてしまうことになるおそれが高いと思われる。

また、前記のとおり野田市が国に一時保護の権限(仮保護)を行使できるよう法改正を求める要望書を国あてに提出していることも参考になる(参考資料4)。野田市の本要望は、千葉県児相が■さん事件後もずさんな対応を改めず、このままでは虐待対策の改善を図ることができないとの危機感の現れと考えられる。多くの市町村にとっては、一時保護の権限を児相が独占していることから、児相と一緒に取り組まざるを得ず、児相がそれを適切に行使しないからこそ、野田市も柏市も市原市の事案もそうであるが、救えるはずの子どもを救えない事態に至っているのである。一時保護を市町村が行えることとすれば、児相のずさんな対応により子どもの命が救えないという問題は解決の方向に向かうことが期待できる。野田市の正当な危機感を踏まえれば、単に野田市に千葉県の児相に強く申し入れるべきであったというのみならず、本要望書も踏まえた制度の提言もありえたのではなかろうか。

(2) 次に、児相や市町村が警察等の関係機関と情報共有し、連携した活動を行うことにより、格段に子どもを守ることができることはすでに何度も述べたとおりであるが、さらなる効果として、児相や市町村の業務負担、業務軽減にも資することが挙げられる。しかしながら、本報告書にはそのような指摘は見受けられない。たとえば、前述のとおり、父親が条件違反を犯して■さんを無理やり自宅に連れ戻したことを児相は黙認し、「ギブアップ」してしまっているが、このような異常な保護者への対応は、一般公務員である児相や市の職員には甚だ困難である。本報告書では、なぜ警察に連絡して警察官に対応してもらうべきだったとの指摘がないのであろうか。多くの自治体では当然のように行なわれている。

児相が警察を拒むことなく、協力・連携さえすれば、児相の職員が対応困難な業務を警察官が代わって行うことができ、虐待家庭への家庭訪問や子どもの安否確認も警察官の協力を得て行うことができる。警察の保有する情報も入手できるようになる。児相の職員が対応困難な業務をやらされることもなく、職員の精神的負担、組織全体の業務負担も大幅に軽減され、有用な情報も入手でき、人手不足となっている児相の業務の大幅な効率化が図られるのである。埼玉県のように情報システムを整備してリアルタイムでの情報共有を実現するなど、より密接に連携すれば、より業務が効率化され、業務負担がさらに軽減するのである。

ところが、本報告書では、前記の通り、児相職員が対応困難な局面でも警察と連携すべきとの指摘・提言はない。児相と市で対応すべきと指摘するのみである(p73)。これでは、救えるはずの命が救えないのみならず、児相や市の職員に甚だ困難な業務を行わせ、過重な業務を抱え込ませたまま、いくら職員を増員しても人手不足は解消せず、ブラック職場となってしまうのではなかろうか。

(3)さらに、児相が必要と判断した場合に限り警察と情報共有すればいいという見解は、児相職員に100%間違いなく虐待リスクを判断することを前提にするものであるから、児相職員に不可能を強いるものとなっている。虐待リスクの判断を誤り、深刻な事案を軽微な事案と誤って判断することは当然起こり、虐待死等に至らしめる事件が相変わらず続くことになる。すると、児相職員はまたまた社会から批判にさらされ、「研修が足りないことが原因だ」等と指摘され、職員は「もっと研修しろ、研鑽が足りん」等とさらなる研修・研鑽を「専門家」から求められることにもなる。しかし、いくら研修しても、1回や2回の家庭訪問で虐待リスクの正確な判断など神ならぬ人間の身で不可能なのであるから、悪循環が続くだけである。これでは児相は追い詰められ、職員は疲弊するのみである。だからこそ、上記のように、千葉県の子相が「**■**さん事件の教訓として、今後虐待事件に児相がどのように対応したかは公表しない」というとんでもない行動に走ってしまったのではないだろうか。また、一部しか警察に案件を提供しない児相には、どの案件を警察に提供すればいいかという会議を人員と時間をかけて行っているところもある。こんなことに人員と時間をかけるより、一軒でも多くの虐待家庭を訪問し、子どもの安否を確認してほしい。人手不足と言うのなら、無駄な業務を合理化すべきである。

(4)児相に警察と連携させない対応は、児相職員に負わせる必要のない業務を行わせ、疲弊させ、児相を追い詰め、社会常識から逸脱した行動に走らせるだけである。そうではなくて、警察を含め多くの機関と全ての案件を共有し(児相は不可能な判断を強いられ、無駄な業務に従事させられることから解放される)、児相だけでなく多くの機関が情報を入手し、安否確認・家庭訪問も分担して行うような連携態勢を構築する、威圧的な保護者、緊急の場合などには警察官が対応するなど、業務の分担、合理化を図ることにより児相の業務負担を軽減し、職員を不可能・困難な業務から解放するという方向こそとるべき方向である。

しかも、このような連携態勢を整備して対応すれば、子どもを救うことができなかつた虐待死事件が起こっても(残念ながらいくら連携が進んでもゼロにはできない)、児相だけが批判されることはない。国民から批判されるのは、ほとんどの国民が関係機関と連携して対応すべしと考えているにもかかわらず、「専門職種の独善」に陥っていつまでも連携せず案件を抱え込んで、不適切な対応を続けているからである。

本報告書には、警察と連携を進めることにより児相や市町村の職員の負担軽減、業務の合理化に資するという観点の指摘が見受けられず、むしろ、逆の方向に追いやるものとなっているのではないかと懸念する。それでは、千葉県の児相(共に活動せざるを得ない野田市も)の職員は疲弊するのみで、いつまでも**■**さん事件と同様の虐待死事件を防げないままとなってしまうのではなかろうか。埼玉県など他の多くの自治体のように、警察を含めた多くの機関で連携態勢を構築し、児相・市町村の負担の軽減、業務の合理化を図り、多くの機関がお互いの能力を最大限に発揮できるよう連携協力関係を構築して、ベストの態勢で子どもを守ることを目指すべきである。本報告書にそのような観点からの指摘・提言が見受けられないことは残念である。

おわりに

以上、本報告書については、詳細な調査と有益な指摘が多々あることには敬意を表するものであるが、上記1~5に記載のとおり疑問があり、大きな違和感を感じているところである。特に、子どもを救うためであっても有効な社会資源である警察とは連携せず、あくまで「福祉」で対応すべしという前提で、提言がなされているとしか思われないうことについては極めて大きな疑問があり、このことは本事件についての千葉県の検証報告書、**■ちゃん虐待死事件の国の検証報告書**、平成30年に出された千葉県の市原市**■ちゃん虐待死事件の検証報告書**等これまでの多くの虐待死事件の検証報告書についても同様である。

悲惨な虐待死事件が起こるたびに、児童福祉の専門家と言われる方々からこのような提言が出され続けることが、いつまでも警察と連携すれば救えたはずの子どもの命が救えない事件が繰り返されている原因ではないかと考える。**■ちゃん事件**後も**■さん事件**が起こり、**■さん事件**後も、(埼玉県知事も指摘されているように)札幌市**■ちゃん虐待死事件**、鹿児島県出水市**■ちゃん虐待死事件**等兇相と警察との連携が不十分で、救えたはずの子どもの命が救えなかった事件が続いている(参考資料2)。

今後、虐待死事件の検証に当たっては、児童福祉以外の幅広い分野から人材を集め、福祉という一つの立場からのみならず、広い視野から、警察を含めた幅広い社会資源を有効に活用し、ベストの取組で子どもを守る態勢の整備を検討・提言していくことの必要性を痛感した次第である。

われわれは、密室化した家庭の中で、大人のように助けを求めることも、逃げることもできない子どもの命を救い、守ることは甚だ困難な業務であり、兇相あるいは市町村だけで、「福祉」部門だけで到底できるものではない、ことを理解すべきである。

できる限りの多くの関係機関が協力・連携して、その能力を最大限発揮して、子どもを守る活動を行うことができるような態勢を整備しなければならず、組織の縦割り、特定の専門職種だけでの対応にこだわることなど許されない。子どもを守ることができる多くの機関、専門職種が、互いの立場・業務内容・体制・能力を理解し、それに敬意を表し、協力して連携態勢を構築し、自分の組織の今までのやり方に固執せず、常により良いやり方を模索しつつ、ベストの態勢を整備していく努力を続けるしかない。自分たちのやり方が正しくて、一方的に他の職種の気に入らないところを問題視し、連携・協力を拒否すべきでない。いやしくも虐待から子どもを守ろうという立場に立つならば、できる限りの社会資源を動員して、ベストの態勢で子どもを守る活動を行うことを目指しこそすれ、警察を排除すべきとの立場は絶対取るべきではないと確信するものである。

関係機関が全件共有し連携しての活動が実施されていれば命を救えた事件

(1)警察が情報提供しなかった事例

○埼玉県狭山市■■■ちゃん虐待死事件

2016年1月、3歳の■■■ちゃんが母親とその同居の男から虐待死させられた事件。2015年6月、7月と2回にわたり住民から「子どもの泣き声が30分以上する」「外に出されている」などの110番通報を受け、警察官が家庭に臨場したが、傷はなく、虐待は確認できなかったとして、児童相談所、狭山市のいずれにも通告せず、その後家庭訪問し安否の確認もしなかった。また、狭山市は母親が若年妊娠で、■■■ちゃんと1歳上の姉が乳幼児健診未受診であり、前夫と離婚し別の男と同居を始め、通っていた保育所を退所するなど危険なシグナルがあったにもかかわらず、職員が3回家庭訪問しながら、特段の対応は取らなかつた。かなり多くの危険な虐待の兆候がありながら、警察と狭山市は児童相談所に通報することなく、3組織で情報共有し、虐待リスクを正確に認識・把握することを怠っていた。3組織で情報共有し連携し対応していれば■■■ちゃんを救えた可能性はかなり高かったと思われる。

(2)児童相談所が情報提供しなかった事例

○福岡市18年間少女監禁事件

2005年10月、福岡市で、少女が18歳になるまで18年間も母親に家に監禁され、小学校も中学校も一日も通うことができなかつたが、自力で逃げ出しコンビニに助けを求め警察に保護された事件。少女は手や足を縛られたり、食事も与えられないこともあり、風呂も5カ月に1回しか入らせてもらえなかつた。学校の教員は把握しており家庭訪問していたが母親に面会を拒否され、児童相談所に通告していた。児童相談所職員も家庭訪問はしたが、同様に母親から面会拒否され、警察に通報もせず、そのまま放置していた。

○千葉県松戸市■■■ちゃん虐待死事件

2007年1月、千葉県松戸市で2歳児の■■■ちゃんが母親と内縁の夫から腹部を殴られ内臓破裂で虐待死させられた事件。柏児童相談所は、前年12月から3回母親らと面談し、2回目には女兒の右目周辺に内出血があったが、内縁の夫は「階段から落ちた」と虐待を否定。死亡する5日前にも母親と会っていたが、そのままに。事件後、所長は「ここまで緊迫しているとは考えなかつた」「できる限りの対応を取った」と話している。

○埼玉県三郷市■■■ちゃん虐待死事件

2008年2月、母親から家庭内で食事を与えられず■■■ちゃん(2歳)が衰弱死した事件。その前年10月に児童相談所は病院から育児放棄の疑いの連絡を受け4回家庭訪問し、7回電

話をかけたものの子どもの安否を確認することができなかったが、警察に連絡しないままであった。警察にはその後住民から「子どもの泣き声がある」との通報があったが、家庭の所在が判明せず、安否を確認できないまま、■■■ちゃんは衰弱死した。児相と情報共有されていれば、警察は家庭の所在を把握でき、緊急に保護できた。

○大阪市西区■■■ちゃん■■■ちゃんマンション放置餓死事件

2010年7月、大阪市西区のマンションで母親に養育されていた3歳の■■■ちゃんと1歳の■■■ちゃんの姉弟が、母親が友人と遊ぶため鍵を閉めて部屋を出て、1カ月の間帰宅せず餓死させられた事件。マンションの住民から子どもの泣き声があるとの通報を3回受けた児童相談所がマンションを5回訪問するも所在が分からなかったにもかかわらず、「緊急性は低い」として警察に連絡もせずそのまま放置していた。警察に通報がなされていれば、警察は管理会社への照会、近隣住民への聞き込みなどを夜間でも積極的に行うことから、泣いている子どもの部屋が判明し、命を救うことができたと考えられる。

○大阪市市西淀川区■■■ちゃん虐待死事件

2011年8月、小学2年生の■■■ちゃんが自宅で母と義父により暴行を受け虐待死させられた事件。■■■ちゃんは児童養護施設に入所していたが、3月に退所し親と同居していた。遺体はやせ細り、体に多くの傷やあざ、やけどの痕が残っていた。6月に学校から児童相談所に虐待通告がなされ、児童相談所は家庭訪問を一回したのみで、「緊急性は低い」として、学校と区役所に見守りを任せ、警察への連絡はしなかった。

○広島県府中町■■■さん虐待死事件

2012年10月、当時小学5年生の■■■さんが母親からゴルフクラブで殴られ撲殺された事件。■■■さんは虐待で二度も保護され、児童養護施設に入所していたが、2011年3月、児相が保護措置を解除し家に戻したが、児相は母子が暮らす府中町に「終了した」と電話で伝えただけで文書で引き継がず、町の担当者も重大事案でないと放置。児相も町も■■■さんの安全確認、母親への指導支援など一切行わず。警察にも連絡していない。事件後児相の所長は「慎重に観察した結果であろうから、当時の判断に間違いはない」と発言。

○東京都葛飾区■■■ちゃん虐待死事件

2014年1月、東京都葛飾区で、当時1歳の■■■ちゃんが父親に継続的に虐待を受け、殴り殺された事件。児相は■■■ちゃんの家について「見守り中」であったが、警察に情報提供していなかった。住民から「子どもの泣き叫ぶ声がある。虐待ではないか」と110番通報があり、警察官が駆け付けたが、親から「夫婦喧嘩だ」と言われ、■■■ちゃんの体を調べずに、虐待を受けていたことを見抜くことができず帰ってしまった。その5日後に■■■ちゃんは虐待死させられた。遺体には40カ所ものあざがあった。事前から情報提供があれば

警察官は親に騙されることなく虐待を見抜き、**■**ちゃんを緊急に保護できた。東京都の児童相談所は「父親は子煩悩な面もあり、虐待の可能性は考えなかった」と弁明している。

○東京都足立区ウサギ用ケージ監禁 3 歳児虐待死事件

2013 年 3 月頃、東京都足立区の両親により次男の **■**ちゃん（当時 3 歳）がウサギ用ケージに閉じ込められた上、タオルで窒息死させられた事件。本事件では、2014 年 6 月、次女を犬用の首輪をつけ部屋の柱につなぐなどしていたとして、その後一時保護し、父親を傷害罪で起訴。**■**ちゃんが行方不明で殺害された疑いがあったことから、警察が 1 年にわたり遺体を捜索。その後荒川に捨てたと父親が供述し、荒川を捜索するも遺体は発見されなかったが、ウサギ用ケージは発見されたことから、監禁致死事件で両親を 2015 年 5 月起訴。児相が 11 回家庭訪問するも 2 回しか会えず、子どもの安否が確認できなかったにもかかわらず警察に連絡せず放置。その間に **■**ちゃんはウサギ用ケージに入れられ虐待死に至らしめられた。児童相談所から警察への連絡は殺害から 1 年後であった。児相が警察と情報共有し、もっと早期に警察が家庭訪問し、**■**ちゃんの安否確認をすれば、**■**ちゃんは殺されることはなかった。事件後足立児相の **■**は「虐待を疑う情報がなかった」と弁明している。

○千葉県市原市 **■**ちゃん虐待死事件

2014 年 11 月、千葉で 23 歳の父親が、当時 8 カ月の **■**ちゃんを頭部への衝撃による脳の損傷により死亡させた事件。父親は同年 5 月、生後間もない当時 2 カ月の **■**ちゃんの腕が骨折させられたことから、一時保護したが、医師から虐待の可能性が高いとの意見を得ながら、父親が否定したことをもって虐待かどうか分からないということで警察に連絡せず。10 月、児童相談所は一時保護を解除し、条件違反があったがそれも把握できず、その 1 カ月後に父親から虐待死させられた。骨折させられた事案で警察に通報していれば、警察の捜査により父親の犯行と分かり父親を逮捕等することにより虐待の抑止が図られた可能性が高い。また、一時保護の際に警察と連携し、多くの機関と連携し頻繁に家庭訪問していれば、条件違反も把握でき、虐待死を防ぐことができた可能性が高い。

○埼玉県川口市被虐待児祖父母殺害事件

母親に各地を転々と連れ回され、学校も通えず、ラブホテル住まいや公園での野宿なども強いられていた少年が、母親から「祖父母を殺してでも金を借りてこい」と言われ、川口市で祖父母を殺害した事件（懲役 15 年確定）。この家族について何度も児童相談所は把握していたが、少年を一時保護せず、警察官は少年が野宿している際に度々職務質問していた。児相と警察の情報共有がなされていれば、警察が職務質問の際に保護を要する少年と把握することができ、その後児相と連携して少年を適切に保護することができた可能性がある。

○東京都目黒区■■■ちゃん虐待死事件

2018年3月、5歳の■■■ちゃんが父親から虐待死させられた事件。2016年8月、一家は当時香川県に居住していた。「苦しい、やめて」「ごめんなさい」などとの声が聞こえ住民から児相に通報されたが、児童相談所は虐待とは確認できずとして■■■ちゃんを保護せず。同年12月に寒さに震える■■■ちゃんを見つけた住民が警察に通報が入り、警察が保護し、警察から児童相談所に通告され、ようやく児童相談所が一時保護した。その後父親が手を出したことを認め、反省したとして2017年2月一時保護を解除。同年3月に自宅前に1人で見つかり再び保護したが、同年7月に解除。8月には病院からからだにあざがあるとして通報があり、■■■ちゃんは「お父さんがやった」と話したが両親は「知らない」と否定したことから児童相談所は「虐待は確認できない」と保護せず、警察にも連絡しなかつた。警察は2017年2月と5月■■■ちゃんに対する傷害の疑いで書類送検したが、不起訴となった。

2017年末に一家は東京に転居し、香川県から引継ぎを受けた東京都の児童相談所は家庭訪問したが、母親から子どもとの面会を拒否されながら、「両親との信頼関係を優先した」としその後家庭訪問も警察に通報もせず、目黒区が家庭訪問したい申し出も受け入れず、虐待死に至らしめた。

親から面会拒否された時点で東京都の児童相談所が(高知県の児童相談所のように)警察に連絡していれば、警察が直ちに家庭訪問し、■■■ちゃんが衰弱していたのであるから、■■■ちゃんを緊急に保護することができた。また、香川県の児童相談所が病院からあざの連絡があった時点で警察に通報していれば、再再度の傷害事案であるから警察は書類送検し、検察も3度目の送検であるので今回は起訴した可能性が高く、父親への虐待の抑止力となり、■■■ちゃんが虐待死させられることは防止できた可能性は高かったと思われる。

○千葉県野田市■■■さん虐待死事件

2019年1月、千葉県野田市で10歳の■■■さんが両親から虐待死させられた事件。■■■さんは父親からの暴力を学校に訴え、児相に一時保護されたが、児相、学校とも警察に連絡せず。その後児相は市町村、警察等の意見も聞かないまま危険な状況の中一時保護を解除し、その後一度も家庭訪問しなかつた。2019年当初から学校を長期欠席していたが、学校、児相は警察に連絡しないまま虐待死させられた。警察に通報していれば、警察が家庭訪問し、■■■さんは衰弱していたのであるから緊急に保護することができた。また、■■■さんが虐待を訴えたときに児相や学校が、あるいは性虐待を受けていたことが判明したときに児相が警察に通報していれば、父親を逮捕等することで虐待の抑止が図られていた可能性が高かったと思われる。

(3)市区町村が情報提供しなかつた事例

○鹿児島県出水市■■■ちゃん虐待死事件

2019年8月27日、鹿児島県出水市で4歳の女兒、■■■ちゃん(■■■)ちゃんが死

亡し(死因は溺死)、母親と同居する男が頭部を殴ったとして暴行罪で逮捕された事件。7月まで住んでいた薩摩川内市で警察が4回も夜中に家を出されるなどしていた■ちゃんを保護し、鹿児島県の児童相談所に一時保護が必要だと2回も申し入れていたが、児童相談所は「親子の愛着が感じられるなど一時保護を必要と判断しなかった」とし、4月3日に家庭訪問して以降一度も家庭訪問していなかった。8月5日には、転居した出水市で病院が■ちゃんに複数の青あざがあると出水市に通告したが、市は児童相談所にも警察にも連絡せず、8月7日に転入を把握した出水警察署が家庭訪問の有無等を市に尋ねた際にも、市は警察にあざがあったことを伝えていなかった。保育所には3ヶ月で15日しか登園していなかった。

○埼玉県伊奈町■ちゃん虐待死事件

2020年3月、2017年9月12月に埼玉県伊奈町の自宅で長女の■ちゃん(当時4歳)を低体温症で死亡させた疑いで、父親と母親が逮捕された事件。■ちゃんは無理やり両足を広げられ、この繰り返しで■ちゃんの腰が曲がったとみられ、■ちゃんが死亡した同年12月21日の数日前くの字に曲がった腰をまっすぐにするために■ちゃんをうつぶせの姿勢にし、背中にダンベルを置いたと説明した、■ちゃんは腰だけでなく足も痛み歩行が困難に、死亡した際体には数十カ所のあざがあり、足の筋肉は断裂していた。2016年7月伊奈町には「子どもが雨の中で立たされている」との近隣住民からの通報を受けて町が最初に母子に接触し、■ちゃんの腕や尻にはあざも確認できたが、母親が「あざは自分で会談にぶつかったときにできた」と説明し、傷やあざについては「軽微なもの」(伊奈町子育て支援課)という判断にとどめた。その後も町側は2017年2月までに3回、母親と接触し、「しつけの中でたたくことがあ」といった言い分に対し、町側は行き過ぎた行為であることを指摘し改善を促し続けたが、警察にも児童相談所にも連絡しなかった、6日の記者会見で、町子育て支援課の課長は「母親は指導に拒否的な態度をとる保護者ではなく、児相や警察の介入を必要とする困難事例と思われなかったので、通告しなかった。日常的に虐待しているとは考えにくかった」と述べた。町の健康福祉統括監は記者会見で「判断が甘かった」と陳謝した。

○千葉県市原市乳児虐待死事件

2020年6月3日、千葉県市原市で、10カ月の次女に食事を与えず放置し1月に死なせたとして母親が保護責任者遺棄容疑で逮捕された事件。母親らが住んでいた市原市は前年の12月以降に2回、保健師らが自宅を訪問したが、次女を目視できていなかった、保護者は次女に1か月健診を受けて以降必要な乳児健診や13回の予防接種を受けていなかった、9ヶ月間も次女とは会えていなかった、「ただ、今後の母親との関係維持も優先したため直接見ることはできず」、「市は安否確認できていない状況も要対協に報告していなかった」とされている。危

険な兆候が明らかでありながら、「親との信頼関係優先」という、■■■■ちゃんをみすみす虐待死に至らしめた東京都の児相の弁解と同じ「親との信頼関係優先」という言い訳で救えるはずであった子どもの命を救えなかった事件。

○東京都大田区■■■■ (■■■■) ちゃん虐待死事件

2020年6月、東京都大田区で、3歳の■■■■ (■■■■) ちゃんが母親から8日間放置され餓死させられた事件。■■■■ (■■■■) ちゃんは前年末に予定されていた3歳児健診未受診で、大田区の担当者が2回母子に接触を試みたが、連絡がつかなかったと大田区は説明している。乳幼児健診未受診自体が虐待の危険な兆候であり、その後「連絡がつかなかった」と言うのであれば、益々危険性は高まっているが、有効な対策はとられないままであった。

(4) 学校が情報提供しなかった事例

○大阪市西淀川区■■■■ ちゃん虐待死事件

2009年4月、小学校4年生であった■■■■ちゃんが母親の同居人の男から暴行を受け続け、衰弱死させられた事件。同年1月に担任が頬のあざを発見し、学校は虐待の可能性があると認識していたが、「先入観を持たずに指導する」として「見守り」を行うことを決定した。担任が家庭訪問を申し出るも、同居男性から訪問、接触を断られている。3月23日、近隣住民がDVではないかと110番通報し、警察官が家庭訪問するが、母親がただの夫婦げんかと釈明したため、注意のみで引きあげてしまった。その数日後に■■■■ちゃんは殺害された。事前に学校から情報提供がなされていれば、警察官は親から騙されることなく、緊急に■■■■ちゃんを保護することができた。

○川崎市■■■■ 君殺害事件

2015年2月、川崎市で中学1年の■■■■君が交友のあった非行少年3人に殺害された事件。■■■■君は1ヶ月も不登校で、深夜徘徊し、非行少年グループから暴力を受けていたことか周りに知られ、担任の教諭は■■■■君の母親に30回以上電話等で連絡をしていたが、■■■■君には会えないままでありながら、学校は警察に全く連絡しなかった。警察は殺害の8日前110番通報により、加害少年と■■■■君のトラブルに対応していたが、学校から情報提供がなかったため、通常のトラブルとして処理していた。学校から通報があれば、警察は深刻な事案として、■■■■君の保護、加害少年の補導等により殺害事件を防止できた可能性は高かったと思われる。

令和2年1月15日埼玉県知事記者会見（新たな児童虐待防止の取組）大野知事発言抜粋

今日は埼玉県にとっても子供たちは未来の宝でありますけれども、子供たちに対する児童虐待に関し、虐待の通告が増えています。そのような中、子供たちの命を守るために本県としても新たな児童虐待防止の取組を強めていく必要性を感じています。その取組について、今日はまず御説明をさせていただきたいと思っています。

まず、パネルの方を御覧いただきたいと思いますが、まずは、県における児童虐待通告の現状について御報告をさせていただきたいと思っています。これは平成25年度から30年度にかけてとありますけれども、平成30年度は全体の通告件数で15,534件となって過去最高を記録しています。しかも、この5年間で見ていただくとお分かりになるように、約3倍に増加をしています。この中でも特に顕著なもので申し上げますと警察からの通告、通告元別の件数を申し上げますと警察が約6割、65パーセントを占めていますけれども、これも、平成25年度から、そして平成30年度にかけて5倍となっており、警察からの通告が伸びているということが見てとれるというふうに思っています。

さて、全国でも虐待による痛ましい事件が後を絶ちません。皆さん御存知のとおり、千葉県野田市における事件では、10歳の女の子が学校のアンケートで父親からの暴力を訴えましたが、市の教育委員会が父親にアンケートを渡すなどして発生した事件でありました。威圧的な親への対応として警察との連携が課題となったことを想起させられました。そして、札幌市の事件ですけれども、これは2歳の女の子の泣き声が聞こえるとの通報が児童相談所と警察にありましたけれども、この児童相談所と警察との間で十分な連携が図られなかった中で発生した事件でありました。そして、鹿児島県出水市の事件では4歳の女の子にアザがあるなどの情報が市でとどまっており、児童相談所と警察に十分共有されない中で発生しました。これら3つの事件、極めて痛ましい事件ですが、我々はこちらからいかに対応していくかを学ばなければなりません。特にその中でも、関係機関同士の情報共有、あるいは警察との連携について、これは共通して問題となりました。虐待そのものが重篤化しています。あるいは威圧的な親に対しての対応、これが問題になっています。そういう中では児童相談所が懸命に取り組んだとしても、それだけでは、子供の命を守ることが困難になりつつあります。警察との連携が特に重要であるというのが我々の判断であります。

そのような中で、県と警察が情報共有することで、これまでよりも適切な対応につなげるために、平成30年8月から本県では、虐待情報については全件共有を行うという体制に移行しています。県と警察の間に共有する情報につきましては児童の氏名、住所、あるいは虐待の種別で、更新の頻度は月1回でありました。共有の方法については、児童相談所が通告

のあった虐待事案を入力します。そして、その情報をこども安全課の方で取りまとめを行い、警察本部と共有します。そして、各警察署は必要がある場合には、警察本部に対して電話で情報確認する。こういう仕組みはこれまで行われておりました。児童の適切な対応に繋がった実際の事例といたしましては、一つ目は、10歳と5歳の姉弟を警察官が夜間に保護いたしました。そして、共有情報をその際に確認をしたところ、過去の被虐待歴が判明したため、そのまま自宅には帰宅させずに児童相談所に一時保護したものがありません。あるいは二つ目ですけれども、親に叩かれている子供がいるとの通報があって警察官が出動いたしました。親はあくまでもしつけの一環であると主張いたしました。共有情報を確認したところ、過去の被虐待歴が判明したため、一時保護をいたしました。これらの事例では、単なる110番通報だけではなく、その内容に加えて、児童相談所の情報を活用したことで、子供たちの安全確保が行われたというふうに考えています。その意味でも、我が県のこれらの取り組みは一定の効果を上げてきたというふうに考えています。しかしながら、事態が深刻化する中で、まだまだ課題もあります。課題としては、情報がリアルタイムになっていない。先ほど申し上げた、更新が月1回なのでリアルタイムになっていないこと、そしてもう一つは、警察署は警察本部に電話で確認をする仕組みになっているために警察署側で直接情報を確認できない、こういった問題がまだ課題として挙げられておりました。

そこで今年度は、新しいシステムによる情報共有を全国に先駆けて実施をいたします。1月8日から試行運用、試しでの運用を始めており、順調であれば今月下旬、1月中旬に本格稼働させる予定であります。この新しい児童虐待情報共有システムは児童相談所と警察署を直接つなぐというものであります。直接に、つまり警察署側から情報を確認することができる、そういうものであります。また、共有情報には新たに過去の通告の状況や児童相談所での保護歴など、これまでよりも詳細な情報を入れ込んでいくことといたします。そして、先ほど申し上げた、リアルタイムに情報が更新されていないと申し上げましたけれども、今回は情報がリアルタイムで更新をされることから、結果として、随時、情報を更新することから、警察署は情報を直接閲覧するのみならず、より早く現場から直接情報の確認が可能になるというシステムに変更になります。児童相談所と警察署のきめ細かな連携によって、悲惨な事件を防止して、我々にとっての宝である子供の命を守ることに繋がっていきたい、このように考え作り上げさせていただいたシステムであります。

そしてもう1件、御報告を申し上げます。関係機関との連携でありますけれども、関係機関との連携は児童相談所、県、そして警察署だけではありません。全県での対応として、新たに「埼玉県児童虐待防止対策協議会」を立ち上げることにいたします。この協議会は児童虐待の根絶に向け、関係者が一堂に会する。そして顔と顔を突き合わせ、情報共有や意見交換などを行うために開催するものであります。この構成員ですが、私が会長を務めさせていただき、皆様に招集をかけたと思っています。そしてそこには、県医師会、歯科医師会、弁護士会、市長会、町村会をはじめ、地域で子供や家庭に直接接することが多い民生委員や

児童委員の協議会の方々、あるいは、幼稚園、保育園、学校などの関係機関に加えて、県教育委員会、そしてもちろん、県警本部もメンバーになっていただき、計 12 団体で構成される情報共有や、意見交換のための組織であります。関係機関が児童虐待防止について全県単位でこのように協議する場の設置は埼玉県としては初めての取組となります。来る 2 月 5 日に第 1 回の会議を開催する予定でありますけれども、詳細につきましては改めて情報提供をさせていただきたいと思っています。

今日はこのように二つの取組を御紹介させていただきましたけれども、関係機関が一丸となって全県で今非常に深刻になっていると認識をしている児童虐待防止問題に取り組み、子供の命を守っていく。そういったことに取り組み、そういった成果を上げていきたいというふうに考えています。以上、私の方からの御報告をさせていただきます。

知事会見資料抜粋

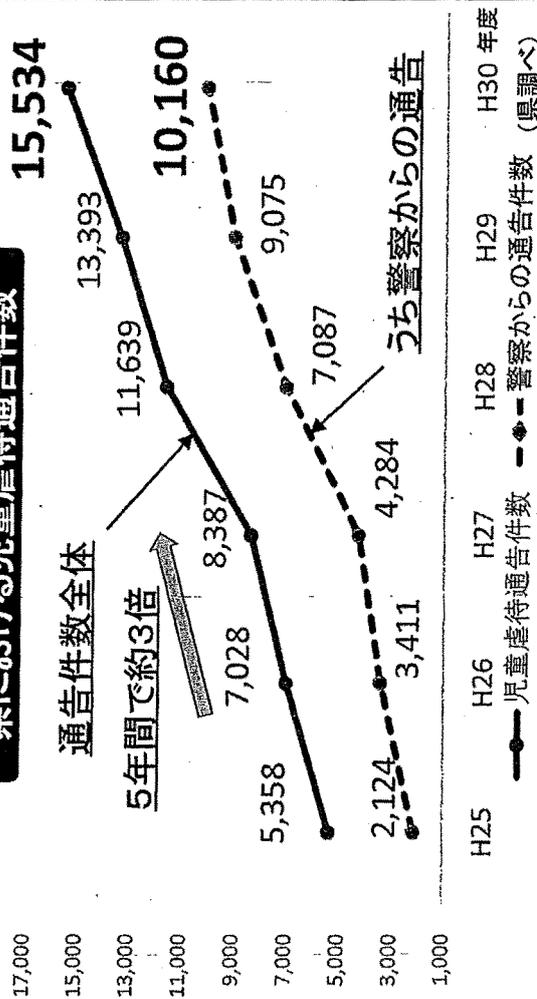
子供の命を守る

～県における児童虐待通告の現状～

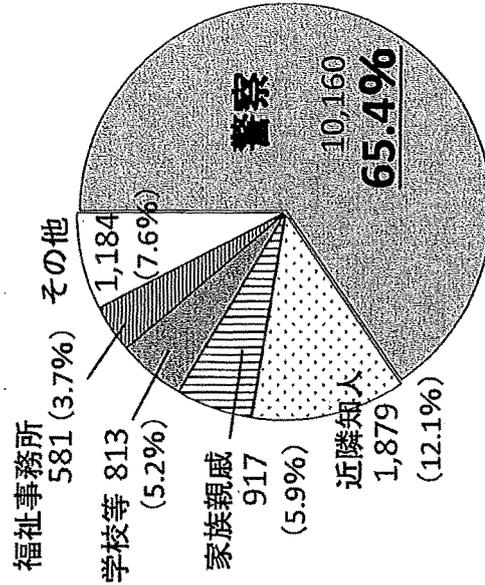


**H30年度の児童虐待通告件数は15,534件で過去最多
警察からの通告が全体の65.4%を占める**

県における児童虐待通告件数



通告元別件数



埼玉県知事記者会見



全国で後を絶たない死亡事件

千葉県野田市

H31.1 10歳女児が死亡。女児が学校アンケートで父親からの暴力を訴えたが、その後父親からの強い要求を受け、市教育委員会が抗しきれずアンケートを渡すなどし、事件が発生。

札幌市

R1.6 2歳女児が十分な食事を与えられず衰弱死。児童相談所と警察へそれぞれ通報があったが、十分な連携が図られず事件が発生。

鹿児島県出水市

R1.8 4歳女児が風呂でおぼれ死亡。交際相手の存在や児童のあざ等の情報を児童相談所と警察が共有していない中で事件が発生。



児童相談所だけの対応では子供の命を守ることは困難
警察との連携が特に重要



県と県警との連携 1 ～情報の共有～

県と県警が情報を共有することで適切な対応につなげる

↑ H30年8月～
全件共有開始

- 【共有の状況】
- ・共有する情報
 - ・更新の頻度
 - ・共有方法

児童の氏名、住所、虐待の種別
月1回
児童相談所が通告のあった虐待事案を入力
警察署は警察本部に電話確認の上、情報確認

適切な対応につながった事例

<事例1>

姉弟(10歳、5歳)を警察官が
夜間に保護。
共有情報を確認したところ過去の
被虐待歴が判明し、一時保護へ。

<事例2>

親に叩かれている子供がいるとの
通報により、警察官が出動。
親がしつくと主張したが、共有情報
を確認したところ過去の被虐待歴が
判明し、一時保護へ。

- ◆ 課題 ・情報がリアルタイムになっていない
- ・警察署が直接情報を確認できない

埼玉県知事記者会見

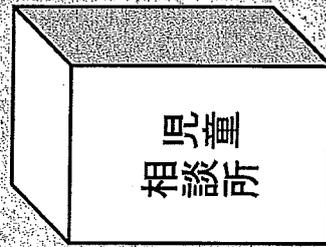
県と県警との連携 2 ～新システムによる情報共有～



新システムの概要

全国初

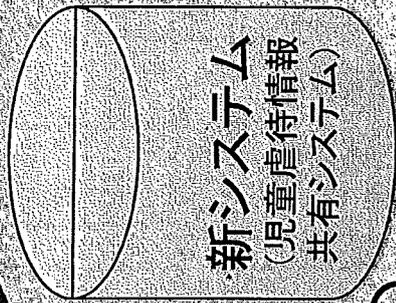
R2年1月中に本格稼働予定



児童
相談所

随時
情報の更新

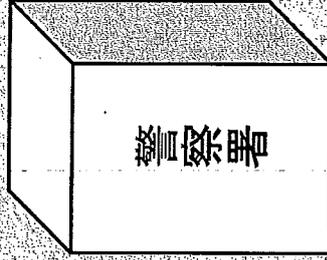
より詳細な情報(過去の通告状況、一時保護歴)をリアルタイムに更新



新システム
(児童虐待情報共有システム)

情報を直接閲覧可

より早く、現場から直接情報の確認が可能に



警察署

↑ 児童相談所と警察署のきめ細かな連携により、悲惨な事件を防止し、子供の命を守る

埼玉県知事記者会見

関係機関との連携による全県での対応 ～「埼玉県児童虐待防止対策協議会」の設置～



1 趣 旨
児童虐待の根絶に向け関係者が一堂に会し、情報の共有や意見交換等を行う。

2 構成員
会長：知事
医師会、歯科医師会、弁護士会、市長会、町村会、
民生委員・児童委員協議会、私立幼稚園連合会、保育協議会、
私立中学高等学校協会、県教育委員会、警察本部 計12団体

3 内 容
児童虐待の現状や課題の共有、施策への意見・提言、
困難事案についての検討など

4 第1回協議会
令和2年2月5日（水）

◆ 関係機関が一丸となって、全県で児童虐待防止に取り組む

参考資料 3

社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会
市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループ
(第1回) 参考資料抜粋

平成30年9月12日

児童相談所と警察の児童虐待事案に関する全件情報共有の取組

○ 児童相談所と警察の情報共有の状況について調査した結果、児童相談所が受理したすべての児童虐待事案について警察と情報共有していると回答した自治体を対象に、個別ヒアリング調査を実施。

		茨城県	愛知県	高知県	大分県
開始時期・根拠		平成30年1月～ ・覚書・付属文書に基づき実施	平成30年4月～ ・協定、申合せに基づき実施	平成20年4月～ ・死亡事案の再発防止策として運用で実施（明文規定なし）	平成24年4月～ ・虐待死事件を受けて策定した再発防止策に基づき実施
情報提供時期・方法	重篤な事案	・都度個別に情報提供、援助要請等を実施 ※重篤な事案の基準は、覚書の付属文書に規定し、明確化	・都度個別に情報提供、援助要請等を実施 ※重篤な事案の基準は、警察との申合せにより明確化	・都度個別に情報提供、援助要請等を実施 ※重篤な事案の基準に関する明文規定なし	・都度個別に情報提供、援助要請等を実施 ※重篤な事案への対応については、ガイドラインで明確化
	重篤な事案以外	・月1回、前月分を取りまとめて県担当課から警察本部担当課へ情報提供 ・県内ネットワークシステムにより、警察本部担当課へデータを送信 ・警察では受領した情報を県警システムに取り込み、その一部について警察署で閲覧できるようにしている	・月1回、前月分を取りまとめて県担当課から警察本部担当課へ情報提供 ・USBメモリにデータを保存し、媒体を直接手交 ・警察では受領した情報を警察署管轄地域ごとに分割し、各警察署へ提供	(高知市) ・月1回、市の要対協新規ケース連絡会において共有 ・市・児童相談所の全ての新規受理ケース及び継続対応ケースについて、一覧表（紙媒体）で提供し、警察を含む関係機関で進行管理（全市町村）※高知市含む ・月1回、児童相談所からケースを管轄する市町村、警察署、県福祉保健所へ郵送により一覧表を提供	・月1回、市町村の要対協実務者会議において共有 ・児相と市町村が受理した全虐待ケースを登載した「共同管理台帳」（紙媒体）により警察を含む関係機関で進行管理 ・継続ケースについても毎月状況を更新し、共有 ※全ての市町村の実務者会議に警察も参加
重篤な事案以外について提供する情報		・子どもの氏名、生年月日、市町村名、状況等 ・各児童相談所が受け付けした全ての虐待案件（警察から通告されたものは除く） ・一覧表をエクセルファイル、PDFファイルに取りまとめ	・子どもの氏名、生年月日、市町村名、受付経路、状況、虐待種別等 ・各児童相談所が受理した全ての児童虐待通告 ・一覧表をエクセルファイルに取りまとめ	・子どもの氏名、生年月日、住所、虐待種別、リスクランク（危険度）等 ・各児童相談所が受理した全ての児童虐待事案（高知市の「新規ケース連絡会」は、中央児童相談所と高知市が受理した全ての児童虐待事案） ・一覧表を紙媒体に出力	・子どもの氏名、生年月日、世帯の状況、支援状況（方針・格付、関係機関の役割分担等） ・各児童相談所、各市町村が受理した全ての児童虐待事案 ・一覧表を紙媒体に出力

児童相談所と警察の児童虐待事案に関する全件情報共有の取組（続き）

	茨城県	愛知県	高知県	大分県
メリットと感じていること	<ul style="list-style-type: none"> ・従来懸念されてきたケースワークへの支障や通告・相談数の減少傾向は見られない ・児童相談所ごとの情報提供基準の均一化 ・提供用の一覧簿を児童相談所の児童虐待事案受付簿を兼ねるよう様式を統一したことで、業務負担の増加を低減 	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の目で確認することにより、早期対応・重篤化防止が図れる ・個別状況についての早期の警察への情報提供の意識付けにつながる 	<ul style="list-style-type: none"> ・要対協の会議の場での情報共有により、支援の進捗状況や評価の見直しについても関係機関と協議して行うことができる ・取組開始から約10年経過するが、児童相談所が警察に全件情報提供することで通告をためらうといったクレームや意見は特にない 	<ul style="list-style-type: none"> ・要対協の場での情報共有により、関係機関相互の役割分担・具体的支援の明確化ができ、支援の漏れ防止、適切な進行管理が図れる ・児相が要対協を支援し、市町村における事案の抱え込み防止、関係機関を含めた複数の目による確認を図る
デメリット・課題と感じていること	<ul style="list-style-type: none"> ・相談対応件数が多い自治体で同様の取組では負担が大きいのでは。 （H28年度中の児童相談所虐待相談対応件数：2,038件） 	<ul style="list-style-type: none"> ・協定締結後、2か月であることもあり、特に問題はない。 なお、事務的には、現状、警察へ提供データの抽出作業を職員が行っており、作業が煩雑である。 （H28年度中の児童相談所虐待相談対応件数：4,297件） 	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待通告件数が多い自治体で同様の取組では負担が大きいのでは。 ・共有対象のデータは手作業で更新している。 （H28年度中の児童相談所虐待相談対応件数：291件） 	<ul style="list-style-type: none"> ・要対協調整機関における毎月の更新作業が負担 （H28年度中の児童相談所虐待相談対応件数：1,230件）
警察との連携の強化のための取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・県、県教育委員会、警察本部の三者による覚書締結 ・警察と協議により、児童虐待について個別に提供する情報の明確化、全件情報共有を内容とする取扱要領の策定 ・覚書等策定に当たった警察本部との継続協議 ⇒個別事案への対応に関する警察との協議・申入れ、警察と合同研修の充実等の機会増加などにつながった ・現職警察官・警察官OBの児相への配置等人事交流 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所と警察の情報共有・情報の適正管理について協定を締結して明文化 ・全件情報共有と深刻な児童虐待事案の速やかな情報提供等について申合せ ・協定締結に当たった児童相談所側、警察側それぞれの研修・周知の実施 ⇒個別事案についての早期の情報提供、安全確認のための同行訪問の実施等の連携強化につながった。 ・検察・警察・児相三機関連携協議会の開催 ・警察と児相の合同訓練の実施 ・警察官OBの児相への配置 	<ul style="list-style-type: none"> ・要対協の枠組みを活用し、関係機関がケースの進行管理を行う取組が浸透していることから、警察署と児童虐待対応に関する連携が図られている。 ・児童相談所と警察の合同研修の実施等により、連携を強化している 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の要対協実務者会議を毎月1回行い、警察も含めた関係機関の間の情報交換が円滑に進められ、複数の機関の視点を踏まえた援助方針の決定が行えている ・児童相談所と警察本部担当課との連絡会、連携強化研修等の開催 ・現職警察官（再任用）の配置（中央児相）

児童虐待死事件再発防止に係る要望書

野田市では、本年1月24日に発生した女兒（ さん）児童虐待死事件の再発防止に向け、市をあげて全力で取り組んでおります。

具体的には、2月28日に設置した野田市児童虐待事件再発防止合同委員会での審議を中心に、「二度とこのような悲惨な事件を起こさないため、ただちに実施できる再発防止策は、ただちに実施する」との基本方針のもと、すでに児童虐待防止システム、スクールロイヤー制度の導入を決定し、野田市要保護児童対策地域協議会における中心的役割を担う実務者会議の抜本的見直しに着手するなど、様々な再発防止策を実施しているところでございます。

組織面においても、事件発生後、随時、体制強化を図っておりますが、6月3日開催の同合同委員会では、児童虐待事務を所掌している児童相談係を課に格上げし、(仮称)子ども家庭総合支援課の設置を決定し、現在、10月1日設置に向け、準備を進めております。同課は、野田市要保護児童対策地域協議会調整機関であるとともに、野田市子ども家庭総合支援拠点として整備し、DV防止対策も所掌する予定であります。

さらに、今回の事件の最大の要因は、関係機関の連携不足、特に野田市(学校含む)と児童相談所との連携不足にあることは、同合同委員会でもすでに検証され、野田市と柏児童相談所との関係に特化した野田市児童虐待防止マニュアルを策定し、同マニュアルに基づき、情報の共有と連携の強化を図ることが決定しておりますが、限られた財源の中で、市の人員体制等を充実させていくことには、一定の限界があると言わざるを得ないのが現実でございます。

ところで、国においても、児童福祉法等の一部改正により、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等が決定され、その対応に期待しておりますが、再発防止の最前線に立つ職員が最も期待しているのが、「一時保護その他の措置に係る手続の在り方について、施行後1年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする」との検討規定がおかれていることでございます。

児童相談所と市の体制が強化されても、手続的に連携が保障されなければ、実効性の面で問題が残ると考えております。具体的に申しますと、一時保護等緊急の場合には、児童相談所と事案の現場との距離など、児童相談所が、直接、現場に赴くことが困難な事案が多いのが、現状であります。今回の法改正では、児童

相談所の設置促進も規定されたところですが、これには、一定の期間を要すると
思料しております。しかし、再発防止策の実施は、ただちに実施すべき喫緊の課
題ですので、緊急を要し、かつ児童相談所が即対応できない場合には、要保護児
童対策地域協議会調整機関又は子ども家庭総合支援拠点に、一時保護を決定す
るまでの間、仮保護する権限を与えることが重要であると認識しております。
つきましては、下記要望項目について、格別のお取り計らいを願いたく要望い
たします。

- 1 児童福祉法第33条第1項の例外として、一時保護を決定するまでの間、仮
保護する権限を、要保護児童対策地域協議会調整機関又は子ども家庭総合支
援拠点が行使できるよう必要な措置をとること
- 2 上記機関が、確実に上記権限を行使できるよう、国において必要な財政上の
措置をとること

令和元年6月27日

野田市長 鈴木 有

内閣総理大臣 宛て
財 務 大 臣
法 務 大 臣
文部科学大臣
厚生労働大臣

2020年4月22日

検証報告書への意見及び再発防止のための考え

ジャーナリスト
神奈川大学国際日本学部特任教授
江川 紹子

1. 検証や対応マニュアル等再発防止策について

今回の事件を市が重く受け止め、1人ひとりが「自分の持ち場で食い止める」という認識で、改善を行おうという高い意識を感じた。携わった市職員の皆様の思いの深さを感じ、その努力に心からの敬意をお伝えしたく思います。

そして今後も、今と同じ緊張感をもって、自分が子どもの命を守る、という自覚で対応をし続けて欲しい、と願うものです。

1つ、残念だったのは、加害者家族へのアプローチの欠如です。

検証についても、加害者家族には何の協力要請もなかった、と聞きます。この家族は、犯罪加害者家族支援のNPOに相談をし、その助言のもとに裁判前に記者会見を開きました。市からの要請があれば、何らかの協力が期待できました。

聞くところによれば、XXXXXXXXXX被告が虐待を受けて育った、ということはないようですが、かなり父親による支配的家族構造だったと見受けられるようです。その状況を十分聞き取ることで、参考になることもあったのではないのでしょうか。

それは、今後やっても遅くはなく、何らかの検討がなされるとよいと思います。

また、こうした事件があった場合、加害者家族も市民なわけで、彼らを守ることも頭の隅に入れておいた方がいいような気がします。

2 今後の対応について

作られたマニュアルを、常に改善しながら、今の思いを忘れずに子どもたちを守って欲しいと願います。

ただ、時間が過ぎると、どうしても事件で受けた衝撃などの記憶は薄れます。また、事件をよく知らない若い世代が入ってくる時期もいずれ訪れます。そういう未来にも、今回の事件を引き継ぎ、「二度とこういうことがないように」という思いを常にフレッシュなものにしておく努力が必要でしょう。

それは、職員だけではなく、市民全体が共有できるものであって欲しいと思います。なぜなら、市民からの通報や連絡が虐待発見の糸口になることもあるでしょうから。

そのために、たとえば「児童虐待根絶宣言」のようなものを作って市民と共有し、1月24日を「野田市児童虐待防止デー」にして、その前後に啓発イベントを開く、というようなことを考えてもいいのでは？そのための条例は「 ちゃ

ん条例」と名付け、■■■■ちゃんのことを長く忘れない、それによって現実に生きていた■■■■ちゃんという子どもの命が失われたことを伝え、毎年その記憶を蘇らせたらどうでしょう。そうすることが、虐待根絶に向けての思いを新たに
する力になるように思います。

最後に、野田市がこの悲しい出来事を経て、子どもの命が最も守られるまちになった、と言えるようになることを祈っています。

意見書

～ いわゆる「虐待Gメン」体制の整備について ～

令和2年4月15日

野田市児童虐待再発防止合同委員会委員

弁護士 高橋 峯

1 はじめに

痛ましい、としか言い様のない「■■■■ちゃん事件」が、なぜ阻止出来なかったのか、について様々な意見が寄せられている。

しかし、基本的には、「狂気」又は「異常」としか言い様のない父親の折檻行為が存在したからこそ、発生した■■■■ちゃんの不幸な死だったのであり、総ては、親権を履き違えた独善的な父親による許し難い凶行、犯罪行為が敢行されたがための結果であった、との関係者の冷静な認識は最後まで必要である。

この事件により、これを誘発した責任の一端があるとして槍玉にあがった関係公務員もいるが、父親に恫喝されて畏怖し、決して明らかにすべきでなかった■■■■ちゃんの問題のアンケート情報を開示してしまった、という公務員としての、その不甲斐無さを今更、詰って見ても何も始まらないのである。

この公務員の「ヘマ」さえなければ、起こらなかった事件だったなどとの短絡な決めつけが、的を射ていないことは、その両親の公判経過からも明らかなところである。

2 関係機関の連携強化の必要性・・・「虐待Gメン」体制の構築

では、今後どうすれば良いのか？

今回の事件に関しては、学校・教育委員会としての市、児童相談所、そして警察が然るべく機能すべきであった「関係機関」であるが、この三者の連携は極めてお粗末であった、と云う他ない。

これまでの仕組みで虐待が懸念される問題児童の存在の探知、把握は、概ね可能であり、それなりに機能していたと思われ、また、いわゆる実務者会議、代表者会議等による、その、いわば事後的？検証システムも存在した。

-しかし、問題児童の存在を、探知把握してからの、この三者における「現場」での関係のための体制は、何ら整備、構築されてはいなかった。

それぞれが、持ち前の能力に応じ、自らやるべき仕事をこなすだけ、と云うわけであるが、その結果が、この「■■■■ちゃん事件」の発生を許した、とも云える。

この三者には、それぞれの職分において培ってきたスキルを有機的に融和連携させ、三者一体となって被害児童を守るべき法的使命があり、国民もまた、当然のこととして、それを想定し、期待しているのである。

- 3 云うまでもなく、親による子の虐待行為は、親に許された親権の行使などとは、無縁の「犯罪行為」であり、特に警察は治安維持の第一線の担い手として、子の虐待問題に背を向け、これを軽視することなど到底許されない。

虐待問題に関しては、犯罪者の検挙のための姿勢、視点が必要であり、法は家庭に入るべきなのである。

親には、子供を生む権利はあっても、もとより殺す権利など無いのである。

児童を保護すべき立場にある市の職員も、また児相職員も公務員としてその職務遂行の過程において「犯罪である虐待行為」を探知し、遭遇した場合には、法的に告発義務のある立場で、己のスキルを超える場面であれば、常に三者連携して眼前の虐待を阻止すべき義務があるのである。

そのためには、「あとは警察の仕事だから…」とか、「何かあったら、連絡してください…」などと云う警察官らの姿勢、スタンスは決して許されず、それは明らかな職務の放棄行為、サボタージュとして非難されるべき行為であることを銘記すべきである。

「何かがあってからでは遅い」のであり、何か起きないように存在しているのが警察組織なのである。

4 要するに、虐待被害を受ける懸念のある問題児童に対する対応策としては、この三者のメンバーで構成するチームを「常備」し、いわば「麻薬Gメン」よろしく「虐待Gメン」と云うべきこの混成チームにより、総ての虐待事案を処理する体制を構築すべきと云うことである。

事案の性格上、チームのリーダーシップを執るべきは、市職員であり、市長であるべきである。

この三者のメンバーから各一名ずつ3名で、最小単位の1チームを編成したとしても、三者それぞれの立場によるこれまでの知見、スキルを十分に発揮した効率的な虐待阻止のためのアイデアに満ちた活動が必ずや期待できるはずである。

市としても、何かあれば、弁護士や警察に相談すればいい、的な他人任せの感性をこの際、大いに改めるべきであり、積極的且つ真剣に「常備軍」たる「虐待Gメン」体制の構築を検討すべきである（敢えて云えば、 ちゃん事件についても、事件発生まで、市の顧問弁護士にさえ何らの相談も報告も無かった、と云うのが実情である）。

云うまでもなく、市民を直截的に守るべき第一の責任者は、市長であり、警察を抱える県でも、児相を抱える国でもない、市長が「アドバルーン」を上げさえすれば、県や国も必ず連動せざるを得なくなり、実現すると確信するので、以上、真摯に提案したい。

以上

意見書

令和2年4月9日

野田市児童虐待再発防止合同委員会

弁護士 島田 亮

- 1 本件のような事件が再び起こらないようにするため、野田市は何をすべきか。この点について、以下、若干の意見を述べる。
- 2 児童虐待を防ぐためには、教育現場に従事する者が児童虐待の徴表に早期に気づき、児童の安全という観点から、様々な問題に適切に対処する必要がある。
その中で重要なことは、現場の職員が一人（あるいは少数）で問題を抱え込まないようするための態勢作りである。この点について一助となりうるのは、昨年より導入されているスクールロイヤー制度である。
- 3 本件では、教育委員会職員において父親の圧力に屈し、いじめアンケートを開示してしまうことがあった。仮に教育委員会職員がその時点でスクールロイヤーに相談することが出来ていれば、そのような事態を防止できた可能性は高い。
仮に職員から相談を受ければ、スクールロイヤーは、児童の福祉という観点から、父親による要求が妥当であるかを検討したはずである。そして、児童の福祉という観点から父親による要求が不当と考えられれば（本件は、まさにそのような事案である。）、開示を拒むよう助言したはずである。
このような対応が行われていれば、少なくとも、いじめアンケートが父親に開示されることはなかったはずである。
- 4 加えて、本件では、父親がなぜいじめアンケートの存在を知っていたのか。さら

には、なぜ父親が、児童が書いたとする同意書を持参したのか、という問題がある。

これらの事実が指し示すのは、父親が児童に接触し、いじめアンケートの存在を聞き出し、その意に反して同意書を書かせたことである。ところが、本件では、その時点でこれらのことが表だって議論された様子はない。

この点について、仮にスクールロイヤーへの相談が実現していれば、異なる経緯を辿った可能性が高い。

すなわち、たとえ一人（あるいは少数）の職員で問題意識を持つことが出来なかったとしても、スクールロイヤーを含む複数の者で協議を行えば、問題意識を持つチャンスは当然増える。また、スクールロイヤーという外部専門職の目を入れることで、素朴な疑問（「なぜ父親がいじめアンケートの存在を知っていたのか」）について、より深いレベルの問題点（「それは、父親が、一時保護解除の条件に違反し、児童に接触したからであろう」）にまで理解を深めることが可能だったと考えられる。

このように、本件でスクールロイヤーが関与していれば、上記問題に関する理解を深めることが可能だったと考えられる。その結果、当該情報を速やかに児童相談所と共有し、異なった対応をとることが出来たはずである。

5 このように、本件事案に即して考えても、スクールロイヤーの存在は重要である。

ところで、この点に関連し、「野田市児童虐待死亡事例検証報告書」99頁には、「スクールロイヤーは行政組織間のあらゆる法的問題を解決できるわけではない」「不当な要求に対しては、本来、職員がそのような恫喝に動じない判断ができなくてはならない」「法律による行政の原理からすれば、最低限の法的知識をきちんと身に付けていなければ子どもに関わるべきはない」と記載されている。

無論、上記指摘は正論である。スクールロイヤーは万能でなく、職員各自が法的知識等の向上に努めるべきは、当然である。しかし、この問題を、単に職員個人の資質の問題として片付けるべきではない。

現実問題として、職員の多くは、行政に関する必要最低限の法律知識を備えていたとしても、裁判に関連する法律知識や、自分の専門領域外の法律知識は備えていない。それが故に、同報告書99頁も指摘するように、多くの教育関係者が「訴える」という言葉に弱い現実がある。

強圧的態度で裁判をちらつかされれば、多くの職員が対応に苦慮するのが実情である。それにかかわらず、当該職員の責任で「法に従って適切に対処しなさい」と言うだけでは、問題の解決としては不十分である。逆に、職員が一人（あるいは少数）で問題を抱え込み、その結果、問題点に適切に対処できなくなる事態を招きかねない。

職員個人の資質もさることながら、困った時、迷った時に、弁護士（スクールロイヤー）に気軽に相談できる場があること。そのような制度が確立されることが、職員が一人（あるいは少数）で問題を抱え込むことの防止につながる。同時に、法的視点を補い、適切な対処を行うことの助けとなる。

このように、この問題は、単なる職員各位の資質の問題にとどまらず、制度としての問題である。

6 スクールロイヤーについて、上記報告書100頁には、「何より重要なことは、スクールロイヤーは子どもを守ることが第一の使命とされるべきという点である。学校や教師を守るのは二の次である。」と記載されている。

この指摘は正当である。スクールロイヤーに求められるのは、中立的な立場から、児童の福祉という観点に基づいて助言等を行うことである。スクールロイヤーは、学校や先生の代弁者になってはならない。そして、保護者と野田市との対立構造になるような場面には、スクールロイヤーは関与すべきでない。

もっとも、本件のような場面では、保護者の要求を断ることが児童の福祉の観点から妥当と判断される。そのような場合には、「保護者の要求を拒否してください」と助言することこそが、スクールロイヤーに求められることである（仮に、その後、

市と保護者とが対立構造になるのであれば、顧問弁護士への相談を勧めるべきであり、その場面にまでスクールロイヤーが関与すべきではない。)

訴訟をちらつかせ、強圧的な要求を行う保護者に直面した場合、職員の多くは対応に悩むこととなる。そのような場合、法律専門家であるスクールロイヤーから助言を受けることが出来れば、安心して、自信を持って対応することが可能となる。そのことが、ひいては児童の福祉にも適うものと考えられる。

7 以上の通り、スクールロイヤー制度は積極的に活用されるべきであるが、今後の制度の運用について若干意見を述べる。

昨年よりスクールロイヤー制度は動き始めているが、より良い制度とするためには、スクールロイヤーに相談しやすい態勢作りがなされなければならない。そのためには、①教育現場にスクールロイヤーの存在（及び利用方法）を広報すること、②スクールロイヤーと教育現場との交流・意見交換等を積極的に進めること、③スクールロイヤーに相談することが人事評価に影響するものでないことを明確化すること（「一人で問題を解決出来ないからスクールロイヤーに相談した」として、当該事実をマイナス評価することは許されない。そのようなおそれがあると現場の職員が考えれば、スクールロイヤーに相談することを躊躇することとなり、制度は有名無実化する。そのためにも、そのようなおそれがないことを、明確にしておく必要がある。）等の諸施策が必要不可欠と考える。

弁護士（スクールロイヤー）から見れば非常に単純なことでも、現場の職員にそのことがわからず、悩んでしまう場面もある。そうした悩みを抱え込まず、何かあったらスクールロイヤーに相談すること。そのような理解が進めば、状況の改善につながり、本件のような事件の再発を防ぐことにも資するものと考えられる。

以上

野田市児童虐待死亡例に関するレポート

安谷屋 亮太

江戸川病院 M.D., Ph.D.

抄録

本事例における一時保護後の対応における一連の問題点に関しては、筆者の専門外のため触れない。本レポートでは初期対応に関して意見を述べたいと思う。本事例において初期対応での情報収集不足のため、その影響は本事例の見立てを誤らせるものとなった。そのため父が悪の性質を持つという見立てができず、まとまりを欠く対応は父に付け込まれることになった。結果として一時保護やその後のトラブルを通して情報が豊富となり見立てやリスク評価が正しく行われるようになったが、父と本児を同居させてしまうなど対応が不適切となった。また、父の母に対するDVの存在が確認されていたにもかかわらず、主治医に伝えられていなかった。母を■■■■医に紹介する際に母に被DV歴があることを伝えておくべきだった。悪の性質を持つ保護者に対しては関連部署との情報共有を密にし、統一した対応をとる必要がある。

はじめに

本事例では情報の不足が見立てを誤らせ、統一した対応をとることができなかったことが最初の失敗であった。援助に必要な要因を考え、それぞれの必要にあった情報を集める必要がある。これらの要因に対処し、さらにその症例に独自の個別要因を検討するには情報収集が何よりも大事である。必要な情報の不足に関しては多忙や慣れの問題があり、上司らのチェック機能の不全など管理体制の問題があることが合同委員会検証ヒアリングにて示されている。今一度初心に戻り、一からの検証が必要である。

虐待の危険因子、保護的要因から情報を聴取する

虐待の危険因子には、①子どものニーズや発達、子育てのスキルに対する親の理解不足、②虐待行為を支持または正当化する傾向がある親の考え方および感情、③家庭内の非生物学的で一時的な介護者（例：母親の男性パートナー）、④親の年齢の若さ、⑤ひとり親家庭、⑥多数の扶養児童、⑦親の低収入、⑧親の薬物乱用、⑨メンタルヘルスの問題、⑩親の虐待またはネグレクト歴、⑪社会的孤

立、⑫育児ストレス、⑬パートナーからの暴力、⑭貧弱な親子関係、⑮社会的な不利益（例：近隣の貧困および住宅の不安定性、高い失業率）などが知られている⁽¹⁾。子供の虐待の発生のリスクについて厚生労働省は虐待の発生に関するリスク要因について保護者、子供、養育環境の3つの要因に分類しており、これらの情報を可能な限り聴取していく必要が説かれている。

虐待やネグレクトから守る、もしくは緩和する要因は、保護的要因として知られており、概ね共通している。保護要因として常に挙げられるのが家族を支える環境および社会的ネットワークである。親の雇用状況、どのような教育を受けてきたか、適切な住居が得られているか、保健医療や社会福祉サービスへのアクセスなどにアクセスできているかなどは虐待に関連する要因である^(1,2)。虐待家庭において不足した保護要因を知ることが必要である。

関係機関の対応経過 [] によると父母の生育歴、生活歴、職歴、経済状態、収入、被虐待もしくは被ネグレクト歴などの情報は記されていない。これらについて直接聞き取りを行うとともに、情報が得られなかった場合は以前の居住地から情報を得なければならなかった。

必要な情報の聴取を行うことは、それ自体が大事であるのは、拒否されたとしても拒否されたこと自体が情報となり、次のアプローチへの糸口となるからである。拒否や否認はそれだけで有力な情報である。 [] からの情報では“県の観光部門に勤めていた”、平成29年9/7保健師による診察では“父は休職中”と記されているが、どのような職種に何年間勤め、現在はどのような役職にあり、どのような理由で休職中なのかは不明であり、転職しているならばこれまでの職歴、転職の理由、給料はいくらで現在の金銭的なやりくりはどうしているのかなどが不明である。その後の10/11の児童家庭課のケースワーカーによる世帯訪問からも必要な情報は得られていない。“ [] ではサポートしてくれる人がいないため野田市へ転居した”とのことであるが、母の実家との関係について尋ねておくべきだった。関係が悪いのであればその理由を明確にしなければならない。休職中にもかかわらず転居した理由が不明である。職務上から生じる転居であれば転勤であり、休職中の異動は考えづらく、休職中ではなく、 [] での仕事は辞職したと考える方が妥当であり、当時は求職中であったと考えられる。9/7保健師の訪問時には“母退院の目途立たず”であるにもかかわらず、9/27の3カ月健診では母はすでに野田に転居しており、父母ともに来所している。10/4の保健センターに [] さんからの電話があり、

母の児の養育への不安、**■**との関係が悪いことへの不安が示されており、これほど母にとって負の要素が強い転居が、性急に行われた理由を明確にする努力がはらわれるべきであった。

母の被 DV 歴を主治医に伝える必要性

母の**■**疾患についての情報も不足している。“メールの全消去”、“服薬させない”といった父の母に対する DV は、**■**から連絡を受けていた。母を**■**病院へ紹介する際、DV の事実を担当医に伝えるべきであった。母の症状が父の行動の影響を強く受けているならば、介入の口実にもなるはずであり、DV の存在を主治医が把握していれば協力が得られやすい。少なくとも患者の情報保護を理由に木で鼻をくくったような対応をされることはなかったはずである。

また、母の**■**疾患の診断に関して、**■**担当医が DV の事実を知らなければ、正確な診断は行えない。担当医に DV の事実を伝え、母が父の支配下にある可能性を示すことで、担当医の聴取や見立ては変化し、診断自体が変わる可能性もある。本患者の診断は**■**であり、この診断名からは疾患が生物学的な問題が大きいことを想起させる。一時的なホルモンの変化やストレス、特に環境因に支配されることの大きい**■**や**■**ではないことは注目に値する。**■**が**■**なのか**■**なのかは示されていない。**■**であれば、**■**には母は自己肯定感の低下やエネルギーの低下などから、本児への虐待に対する抑止にならないことが予想され、**■**には虐待に加担してしまう可能性すらある。本児への虐待が明白となった一時保護後は、母の主治医と密接に情報交換する必要があった。**■**であれば**■**のエピソードの激しさや期間は長くはないかもしれないが、常に不安定で依存の可能性があり、父からの支配の受けやすさにもつながる。

併存病名として DV 被害による**■**が記されていないことから現在も DV が続いている可能性（もしくは DV の影響が小さかった可能性）が考えられる。**■**が生じないほど、現在では DV の影響が小さいならば、父との関係は対等でなかったとしても、被支配的とまで言えない関係が推測されるが、これらは事実と異なる。**■**が否定されていることから、母は安定時には父からの独立性が高い傾向にあることが示唆される。**■**は依存との関連が大きく、患者の依存性は被支配性へと容易に変化する。DV の有無の情報で**■**の併存の可能性が出てくる。**■**の併存は、母の長期にわたる隷属関係を疑う要

素となり、支配を受けている場合、本人の訴えが真実でない可能性を常に念頭において訴えを吟味する必要があるため重要である。

母が[]が原因で同じパートナーと離婚、再婚を繰り返しているならば、一般に[]医が夫に対して抱くイメージは、サポータイプである。このことは現実とは乖離しており、DVについて[]担当医が知らなかった可能性がある。主治医とすれば被DVの情報は治療に役立つし、児童家庭課としても主治医から父の情報を得ることができ、母の被支配からの脱却をサポートできる。[]での診察の際も父が同伴したようであるが、DVや虐待の危険が想定される場合、主治医は父を面接室から退出するよう要求できる。母の治療上の観点から、DV虐待抑止の観点からもDVの事実は伝えておくべきであった。

担当医との接触は平成29年11/24、平成30年4/26の2回で、1回目の電話で“母の状態は安定している”との情報を得ている。2回目の電話では、個人情報保護の観点から情報提供を拒否されたと記されている。主治医への母へのDVに関する連絡は初回の診察時に伝えるべきであった。DVが存在し、虐待が疑われたのだから、これらの情報を主治医へ伝えるよう、報告書でも言及されるべきであった。少なくとも一時保護後には実子への虐待、夫に悪の性質があることがはっきりしているのだから、2回目の電話ではこれらの情報の伝達が必要であったし、伝達の有無に上司は注意をはらう必要がある。要保護児童対策地域協議会は守秘義務が課されているが、主治医への情報提供はこれに該当しない。主治医へのこれらの情報の伝達は、主治医からの情報のフィードバックが期待できる。ほとんどの[]医は刑事事件、医療上の緊急性などがある場合、個人情報保護を理由に情報共有を拒むことはない。その旨を告げても情報提供や協力を拒否されたのであれば、情報照会を文書で求めるべきであった。

集められた情報からの援助の見立て

厚生労働省の子供虐待対応の手引きにも“リスクを適切にアセスメントするためには指標に頼ることなく必要な総合的調査により家族を構造的に把握しなければならない”とあり個々の事例についての見立ての必要性が説かれている。

本事例において見立ての問題で重要になるのは保護者の問題だろう。厚生労働省のホームページにおいて保護者自身の問題として、保護者の性格、産後うつ病、医療につながっていない精神疾患、知的障害、慢性疾患、アルコール依存、薬物依存が指摘されている。この中で医療機関でのサポートが得られにくい、も

しくは得られない要因は保護者の性格であり、精神疾患でも医療にのらない反社会性人格障害や自己愛性人格障害である。

在宅支援アセスメントや虐待のリスクチェックシートでは養育者の“性格的問題”は 20 項目以上ある中の 1 項目でしかない。問題なのは、性格的問題が他の部署や社会資源の協力が得られにくく、さらに改善が困難なことである。アセスメントシートでの評価としての危険度は低くとも、これらの問題がある場合危険度と援助の困難さは大きいと見立てなければならない。チェックシートの点数が高くとも不足している環境資源の補填や充てただけならば改善は比較的容易である可能性が高く、見立て上の危険度もそれほど高くない。本事例では関係部署間の連絡や統一した対応の検討もされないまま父と相対し、虐待および DV に対する援助に支障をきたした。さらに [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] 市当局と家族が疎遠となり援助を行うことが困難な状況に陥ってしまっていた。

暴力行為に対するマネジメント

下表は反復的な暴力を示す患者の ICD 分類である。精神科疾患が多いが、それ以外の患者も多数含まれており、一部の精神科疾患を除けば、治療は可能であり疾患の有無を検討し、詳細に追及することに意義があるだろう。

反復的な暴力を示す患者の ICD 分類⁽⁴⁾

1. 精神（統合失調症、躁病、人格障害）	70.3%
2. 呼吸器（上気道感染など）	4.5%
3. 神経系（脳梗塞、脳内出血）	3.9%
4. 循環器（うっ血性心不全）	3.8%
5. 外傷および中毒	3.1%
6. 消化器	3.0%

本事例では一時保護となるまで父の本児に対する虐待が明らかではなく、虐待が明らかとなってからも否認を続け、医療に乗る可能性は低かったが、暴力の原因に疾患があるかどうかの検討はなされるべきだろう。これからの攻撃行動

を最もよく予見するのは、攻撃的な行動の既往であるという。患者の既往や生活歴を知ることが大事であり、少なくとも過去にこのような行動があれば、今回も同じ危険が予想される。攻撃性の包括的評価としてはの HCR-20⁽³⁾ が有名であり、リスクマネジメントとして挙げられているものを下記した。

攻撃性に対する包括的評価

H1 過去の暴力	C1 病識の欠如
H2 最初の暴力事件が若年	C2 否定的態度
H3 人間関係の不安定性	C3 主要精神病の活発な症状
H4 就労問題	C4 衝動性
H5 物質乱用	C5 治療に対する反応の弱さ
H6 主要精神病の診断	R1 実行可能性のない計画
H7 サイコパス	R2 不安定要因に暴露されること
H8 早期の不適應	R3 個人的サポートの欠如
H9 人格障害の診断	R4 治療の試みに対する協調性のなさ
H10 保護観察の失敗	R5 ストレス

HCR-20 (ヒストリカル/クリニカル/リスク・マネージメント - 20) より

HCR-20 は医療機関用のものであるが治療や診断を除けば医療機関でなくともモニターできるものばかりであり、適切な情報入手は虐待の抑止に役立つ。

悪の性質について

暴力などが関係する処遇困難例の中心的問題、保護者自身の問題について援助を行う際に最も重要な問題は、漠然とした言い回しに聞こえるかもしれないが“悪の性質”といえるものだ。保護者に“悪の性質”があれば、ほとんどの場合、事例は困難を極めることになる。“悪の性質”とは反社会性人格障害に代表される、他人の権利を考慮しないことから生じ、さまざまな無責任な社会的行動に特徴づけられる犯罪行為、詐欺行為、暴力行為であり、倫理的、道徳的規範からの逸脱に対する忌避感の低さであり、他者の利己的利用、良心の呵責の欠如などである。その他にも、反社会性人格障害の特徴として

遵法心の欠如：逮捕の原因となる行為を繰り返し行う

欺瞞性：自分の利益や快樂のために嘘をつく、人をだますことを繰り返す

衝動性：または将来の計画を立てられない

無責任性：仕事を安定して続けたり、経済的義務を果たすことに何度も失敗する、役割遂行の怠慢

悔悟心の欠如：他人を傷つけたり、いじめたり、盗んだりしたことを気にしない、正当化する

易怒性、攻撃性、無思慮、無鉄砲

などがあげられる。

悪の性質の改善については医療機関をはじめ、他のどの部署からもサポートを得ることが難しい。悪の性質を持つ保護者のサポートを行うことは難しく、この性質の改善はさらに困難である。結果的には明らかに父には悪の性質が多分に存在し、改善は全く困難であった。本事例において、

悪の性質自体が明確にされていないので、アセスメントでのリスク評価ではこれらは性格や人格の問題の一部とされ、その他の危険を示す環境要因の中の一因子であることが原因であろう。これまでの研究から反社会性人格障害者には前頭葉機能の低下、脳の形態学的異常、テストステロンの異常に代表されるホルモンの異常、伝達物質の異常、遺伝子、環境因など様々な異常が指摘されているが、器質的な異常による鑑別はできず、これらの性質はスペクトラムを示し、環境因による修飾を受け、暴力や攻撃行動へと発展する。負の環境因子は悪の性質をもつ者の攻撃行動を増悪させる。

その他の事例を困難化する人格障害には自己愛性人格障害がある。自己愛性人格障害患者は傲慢、優越性、権力を求め、共感能力を欠く。自分は正しく、相手が悪いのだから、自分には相手を攻撃する資格があるという論理で、暴力などの違反、逸脱行為が自身の中で正当化される。児に対する暴力的対処は、しつけという概念では正当化されないが、虐待を行う自己愛性人格障害の中ではしばしば正当化される。自己愛性人格障害は治療にのりにくく、反社会性人格障害にいたっては逮捕以前に治療にのることはほとんどない。自己愛性人格障害は、生物学的病因の研究が最も遅れた領域である。暴力行為は、その他の人格障害、うつ病（躁うつ病を含む）、発達障害、精神障害、精神遅滞、認知症などにも認められるが悪の性質を有さなければ治療は可能である。

まとめ

本症例における独自の個別要因は、父が悪の性質を有することである。通常、社会援助や精神医療は、援助による環境調整が、被援助者の善意を引き出すことを期待する。しかし、悪の性質を持つものに、この理屈は成り立たない。悪の性質を持つものに善意を期待することは理論上矛盾しており、彼（彼女）らは利己的な目的を達するため、倫理的、道徳的規範からの逸脱を意に介さず、良心による規制もない。そのため自分に不利な事実を否認し、相手の些細なミスや矛盾を強く責めることができる。虐待死後知らされた[]での振る舞いが最初の時点でわかっていれば、ケースワーカーが父と会った際に感じた違和感と合わせて、父に悪の性質があることを見抜くことができたはずである。

悪の性質を対象に認めれば、対処に細心の注意が必要であると認識される。例えば、告訴の可能性を考えてマニュアル通りの行動が促されるなどである。悪の性質のある親に対し、児童相談所が一時保護の移送や告知を強引に児童家庭課に押しつけてくることはなかっただろうし、児童家庭課としても断る流れになったはずだ。一時保護後、市当局と父および本児家族らとの関係は険悪でとても援助を行う関係ではなくなっており、市当局者にとって父は恐怖、もしくは面倒な存在であり、感情的な面からと思われるが接触や援助が疎となり、忌避されるようになった。しかし、本児や母らには援助が必要であり、結果として児童の虐待死を招いた。初期対応での情報収集の不備および、それらにともない父の悪の性質の見立てがなされなかったことが問題のひとつであろう。

1. Centers for Disease Control and Prevention. (2015). Child maltreatment: Risk and protective factors. Retrieved from <http://www.cdc.gov/violenceprevention/childmaltreatment/riskprotective factors.html>.
2. Development Services Group. (2015). Develop a protective factors framework for ACYF. Retrieved from <http://www.dsgonline.com/ACYF>.
3. Christopher D. Webster, Kevin S. Douglas, D. Eaves, S.D. Hart (2007) HCR - 20(ヒストリカル/クリニカル/リスク・マネージメント - 20)ー暴力のリスク・アセスメント
- 4 Blow F C, Barry K L, Copeland L A, McCormick R A, Lehmann L S (1999) Repeated Assaults by Patients in VA Hospital and Clinic Settings UllmanPsychiatr Serv, 50 (3), 390-4

野田市における児童虐待について

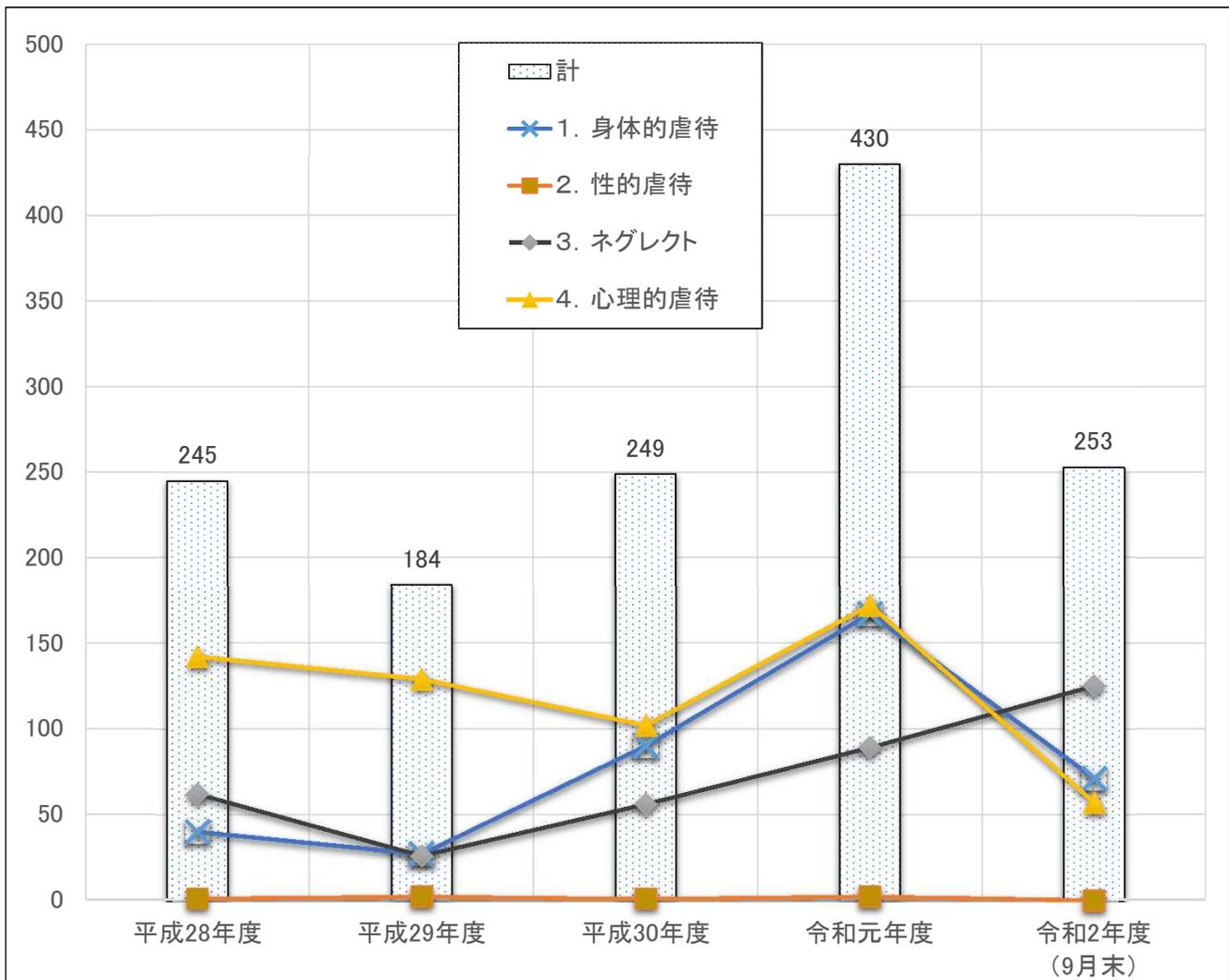
(1) 家庭児童相談室による相談対応件数

虐待相談対応件数

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (9月末)
1. 身体的虐待	40	27	90	167	71
2. 性的虐待	1	2	1	2	0
3. ネグレクト	62	26	56	89	125
4. 心理的虐待	142	129	102	172	57
計	245	184	249	430	253

※件数は福祉行政報告例から

虐待相談対応件数(平成28～令和2年度(9月末まで))

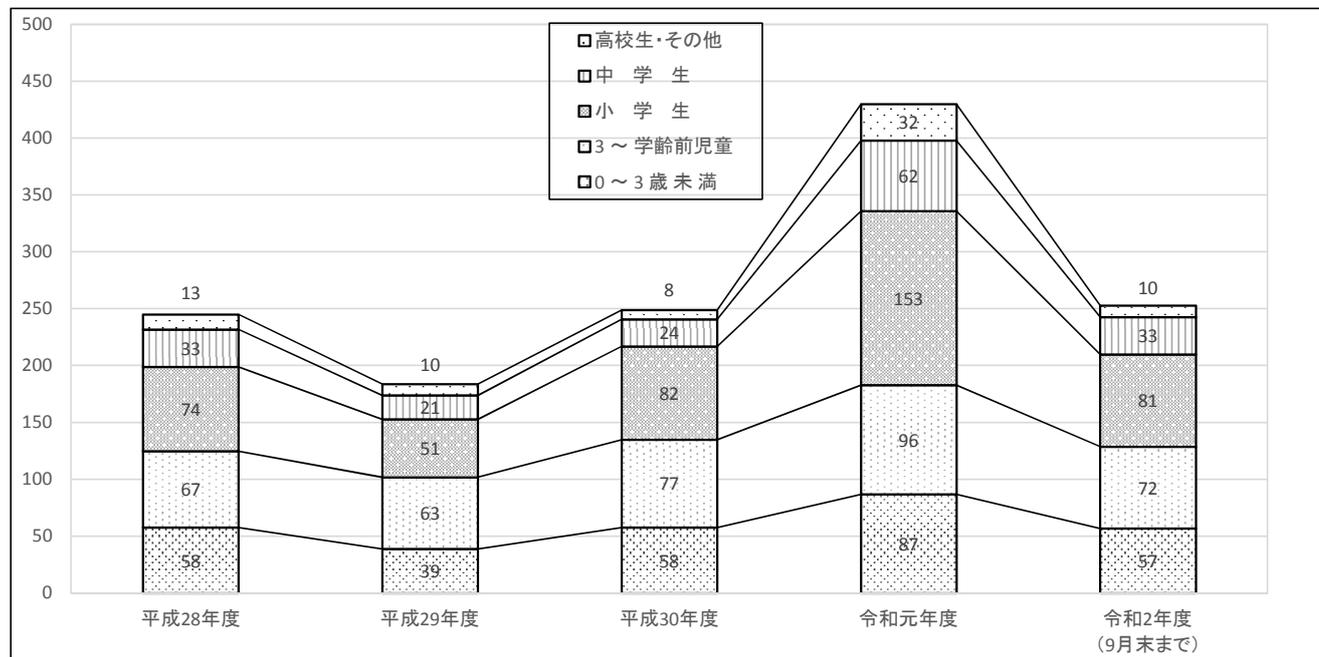


(2)年齢別人数

年齢区分	年齢②	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (9月末まで)
0～3歳未満	0歳	20	15	17	24	21
	1歳	18	10	16	34	19
	2歳	20	14	25	29	17
3～学齢前児童	3歳	20	19	15	20	19
	4歳	19	15	16	29	16
	5歳	14	16	24	25	24
	6歳	14	13	22	22	13
小学生	7歳	5	8	15	28	13
	8歳	7	10	14	25	12
	9歳	17	14	19	32	8
	10歳	12	7	13	24	21
	11歳	19	5	11	27	16
	12歳	14	7	10	17	11
中学生	13歳	11	9	12	27	12
	14歳	11	6	9	22	8
	15歳	11	6	3	13	13
高校生・その他	16歳	6	5	3	14	3
	17歳	5	5	5	12	7
	18歳	2	0	0	6	0
計	計	245	184	249	430	253

※件数は福祉行政報告例から

年齢別人数(平成28～令和2年度(9月末まで))

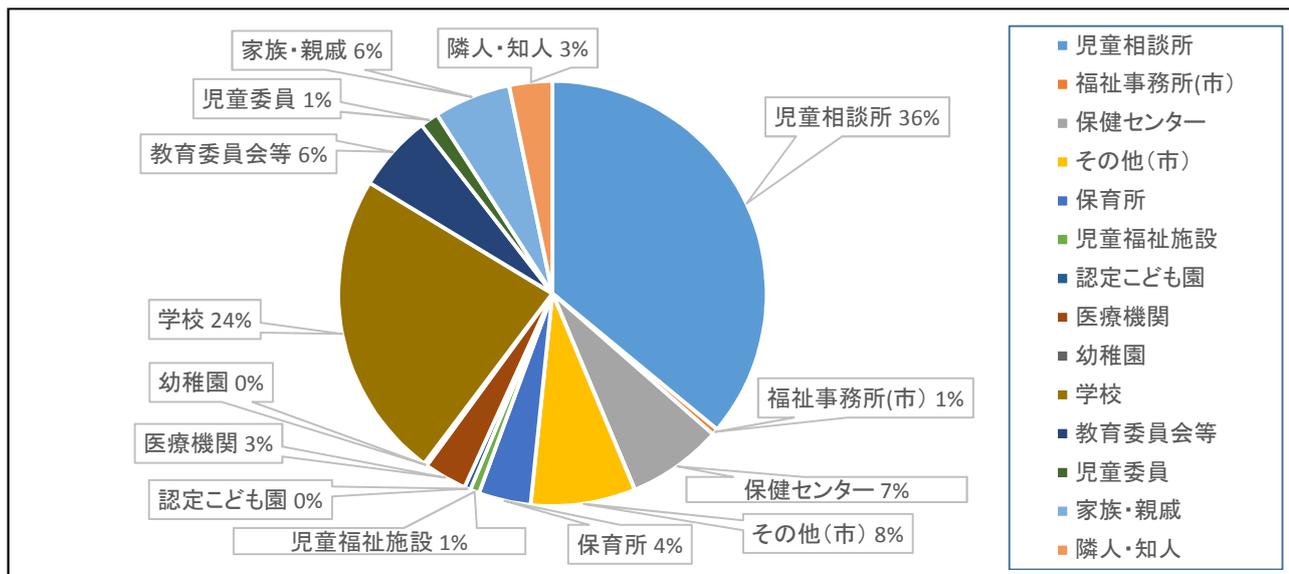


(3) 虐待通告受付経路

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (9月末まで)
児童相談所	140	129	105	155	140
その他(県)	0	1	0	0	0
福祉事務所(市)	0	2	0	2	1
保健センター	6	9	37	31	6
その他(市)	15	17	8	34	11
保育所	4	3	8	17	16
児童福祉施設※1	1	3	13	3	2
指定発達支援 医療機関	0	0	0	0	0
認定こども園	0	0	0	2	0
警察	3	0	0	0	0
保健所	0	0	0	0	0
医療機関	1	0	2	14	2
幼稚園	0	1	5	1	8
学校	24	3	29	101	30
教育委員会等	1	1	8	25	0
児童委員	2	0	2	6	3
家族・親戚	18	8	11	25	14
隣人・知人	30	6	17	14	20
児童本人	0	1	2	0	0
その他	0	0	2	0	0
計	245	184	249	430	253

※件数は福祉行政報告例から
 ※1 児童家庭支援センターを除く

虐待通告受付経路割合(令和元年度)

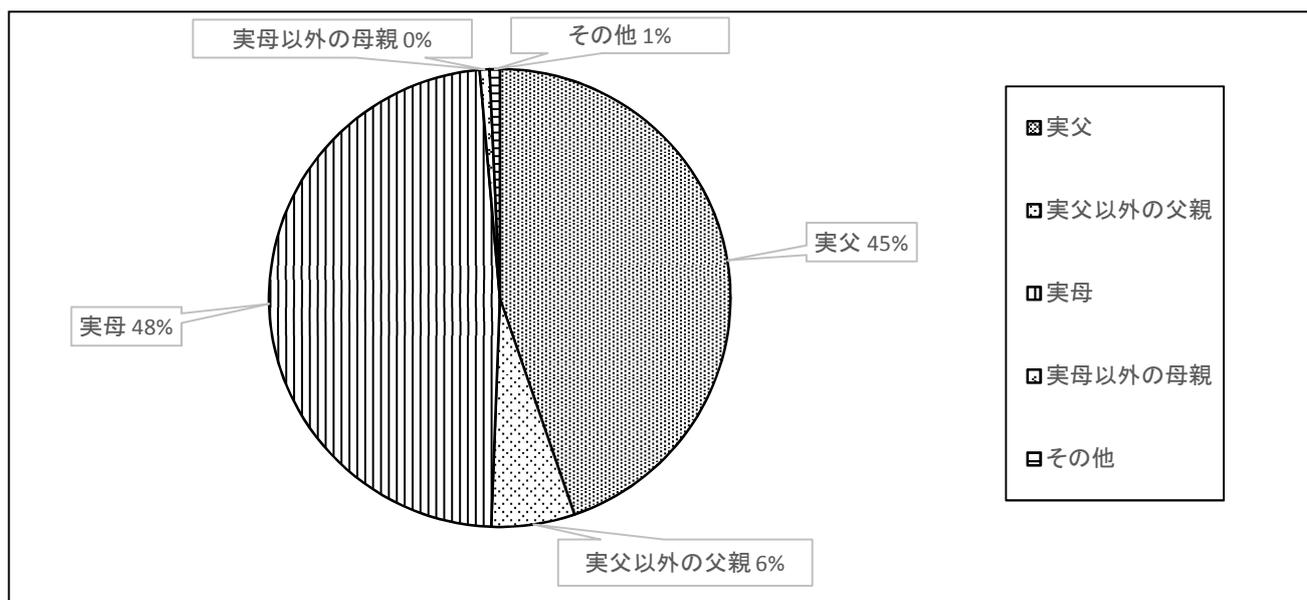


(4) 主たる虐待者

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (9月末まで)
実父	99	94	85	192	90
実父以外の父親	22	15	10	25	30
実母	121	69	141	206	132
実母以外の母親	3	2	6	3	0
その他	0	4	7	4	1
計	245	184	249	430	253

※件数は福祉行政報告例から

虐待者別割合(令和元年度)



(5) 進行管理件数の推移について

	平成29年3月	平成30年3月	平成31年3月	令和2年3月	令和2年9月
要保護児童	90人	86人	172人	362人	326人
ハイリスク	38人	42人	58人	85人	74人
特定妊婦	5人	8人	4人	5人	5人
計	133人	136人	234人	452人	405人

野田市要保護児童対策地域協議会の役割について

令和2年11月

【目的】 児童虐待の防止及び要保護児童の適切な保護を図るため、児童福祉法第25条の2第1項の規定に基づき、野田市要保護児童対策地域協議会要綱により設置したもの。

【役割】 要保護児童、要支援児童、特定妊婦等の適切な支援に必要な情報の交換を行うとともに、児童虐待の防止及び支援に関する協議を行う。

要保護児童（児童虐待を受けた児童）

要支援児童（保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童）

特定妊婦（出産後の養育について出産前からの支援が特に必要な妊婦）

【組織】 国の通知に基づく3層構造。

代表者会議

実務者会議が円滑に機能するための環境整備を行います。

内容は、協議会の年間活動方針決定及び実務者会議活動報告の評価などを実施します。

実務者会議

市に通告のあった全てのケースについて進行管理台帳を作成し、状況の確認や処遇方針の検討を行う必要があるため、庁内関係機関や柏児童相談所が各ケースの重篤性等を判断し、事例に関わっている関係機関を中心に月1回実施します。

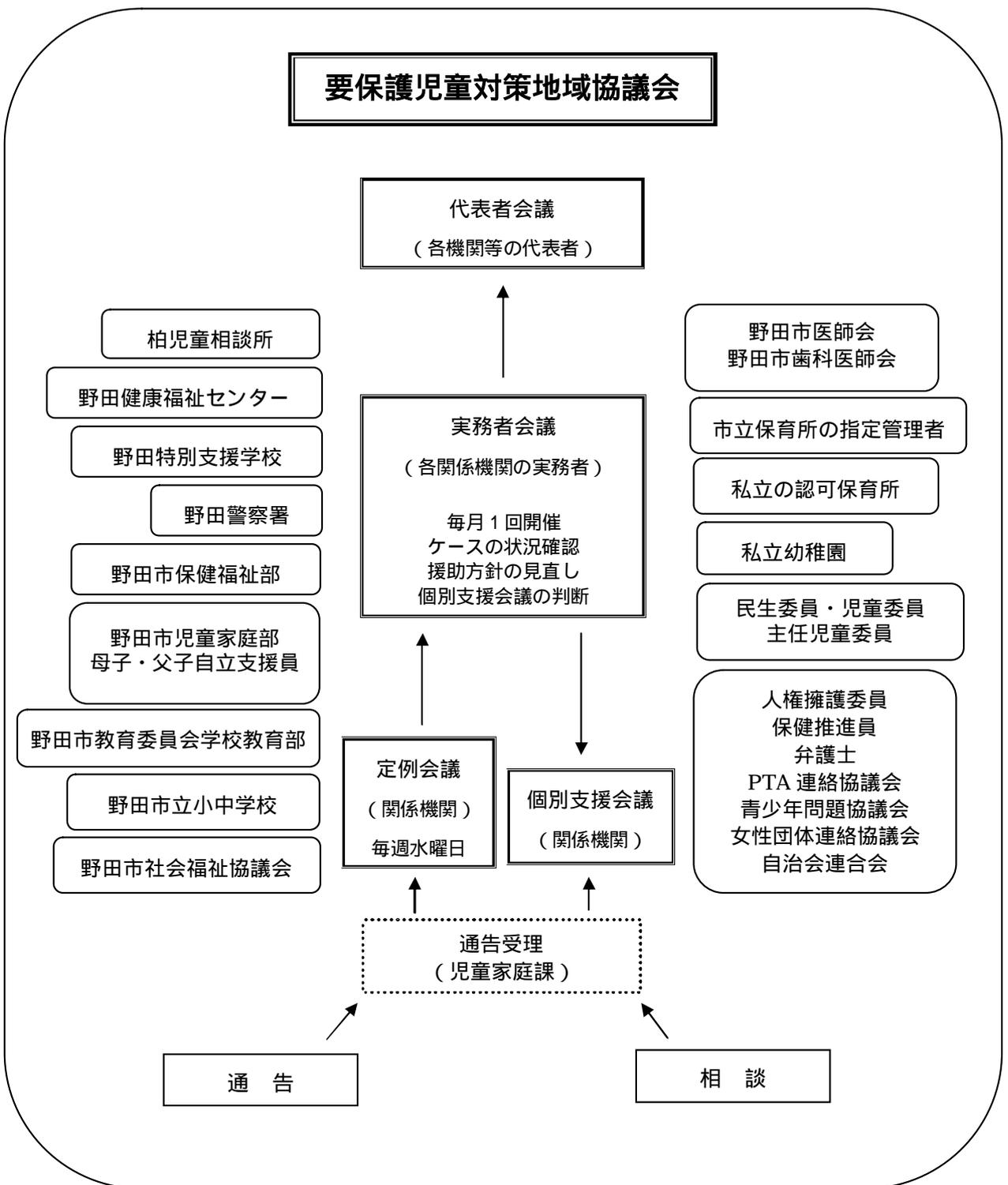
平成30年度から実務者会議の参加者は、庁内関係機関（保健福祉部・児童家庭部・学校教育部）、柏児童相談所、野田警察署、社会福祉協議会、主任児童委員としています。

また、個別支援会議の必要性を判断する場としています。

個別支援会議

ケースの重篤性、緊急性に応じて、庁内関係機関や柏児童相談所、野田警察署をはじめ、ケース関係者で開催しています。

要保護児童対策地域協議会



令和元年度活動報告及び啓発活動実績について

参考資料 2

1) 野田市要保護児童対策地域協議会活動報告

月	会議・事業名	内容等	備考
4月	協議会名簿作成	代表者会議委員・実務者会議委員の確認	
	23日 実務者会議	主担当や関係機関の役割分担及び個別支援会議の必要性を議論	議論 21件 進行管理 236名
5月	16日 代表者会議	関係機関の役割、年間事業確認 平成30年度状況及び事例報告	
	27日 実務者会議	主担当や関係機関の役割分担及び個別支援会議の必要性を議論	議論 30件 進行管理 262名
7月	5日 実務者会議	主担当や関係機関の役割分担及び個別支援会議の必要性を議論	議論 38件 進行管理 271名
	29日 実務者会議	主担当や関係機関の役割分担及び個別支援会議の必要性を議論	議論 42件 進行管理 315名
8月	29日 実務者会議	主担当や関係機関の役割分担及び個別支援会議の必要性を議論	議論 47件 終了検討 7件 進行管理 350名
9月	ポスター展作品募集	小中学生に、学校を通じ募集	
	24日 実務者会議	主担当や関係機関の役割分担及び個別支援会議の必要性を議論	議論 50件 進行管理 386名
10月	「私の願う家族・家庭」 ポスター展応募作品審査	11月のポスター展に向け、優秀作品を選定	
	里親月間の啓発活動	里親募集のパンフレット配布	
	31日 実務者会議	主担当や関係機関の役割分担及び個別支援会議の必要性を議論	議論 43件 終了検討 14件 進行管理 412名
11月	児童虐待防止推進月間 における啓発事業	別添1による	
	21日 実務者研修会	「虐待防止のための気づきと通告の大切さ」 講師 奥山 眞紀子 氏 (日本子ども虐待防止学会 理事長・ 小児精神科医)	参加者 178名
	28日 実務者会議	主担当や関係機関の役割分担及び個別支援会議の必要性を議論	議論 42件 終了検討 18件 進行管理 440名
12月	24日 実務者会議	主担当や関係機関の役割分担及び個別支援会議の必要性を議論	議論 37件 終了検討 2件 進行管理 450名
1月	21日 実務者会議	主担当や関係機関の役割分担及び個別支援会議の必要性を議論	議論 38件 終了検討 16件 進行管理 435名
2月	12日～14日 DV・児童虐待研修会	1	参加者 計425名
	18日～20日 DV・児童虐待研修会	1	参加者 計487名
	20日 代表者会議	各機関からの状況報告 事例報告、次年度の年間活動策定	
	28日 実務者会議	主担当や関係機関の役割分担及び個別支援会議の必要性を議論	議論 31件 終了検討 13件

月	会議・事業名	内容等	備考
			進行管理 454 名
3 月	3 1 日 実務者会議	主担当や関係機関の役割分担及び個別支援会議の必要性を議論	議論 32 件 終了検討 24 件 進行管理 482 名
通年	子ども SOS 電話相談	月曜日～金曜日 8 時 30 分～17 時 15 分 土・日・祝日及び夜間は留守番電話で対応	

このほか、個別支援会議については、年間を通してケース毎に開催。71回 150ケース

1 DV・児童虐待研修会
(場所 千葉県東葛飾研修所)

日		研修項目	出席者数 (項目別)	出席者数 (日)
2 月 12 日	午前	ドメスティック・バイオレンス	66	222
	午後	虐待	85	
		トラウマがもたらす影響	71	
2 月 13 日	午前	性暴力 SAFER101	30	108
	午後	司法面接	39	
		ストーカー行為 米国での取り組みサバイバーセンタード	39	
2 月 14 日	午前	性虐待	32	95
	午後	他機関連携	41	
		総括	22	
3 日間計			425	

(場所 野田市中央公民館)

日		内容	出席者数 (項目別)	出席者数 (日)
2 月 18 日	午前	ドメスティック・バイオレンス	80	197
	午後	虐待	71	
		司法面接	46	
2 月 19 日	午前	性暴力 SAFER101	43	152
	午後	性虐待	57	
		トラウマがもたらす影響	52	
2 月 20 日	午前	ストーカー行為 米国での取り組みサバイバーセンタード	47	138
	午後	他機関連携	59	
		総括	32	
3 日間計			487	
6 日間計			912	

2) 令和元年度児童虐待防止啓発活動実績

1. 児童虐待防止推進月間

令和元年 11 月 1 日（金）～11 月 30 日（土）

(1) のだ市報への掲載

- ・児童虐待防止推進月間にあわせ、ポスター展開催のお知らせ等の記事の掲載
(11月1号に掲載)

(2) 国や県が作成した児童虐待防止のポスター、チラシの配布

保育所、幼稚園、学校等の関係機関に配布
ポスター 800 枚、リーフレット 2,600 枚

(3) 市内小中学校児童生徒による「わたしの願う家族・家庭」ポスター展

及び民生委員児童委員による児童虐待防止の啓発標語の掲示の実施

日時 令和元年 11 月 5 日（火）～11 月 12 日（火）いちいのホール

令和元年 11 月 13 日（水）～11 月 19 日（火）市役所ふれあいギャラリー

ポスター展応募作品数

参加数 750 点（小学校 601 点、中学校 149 点）

応募数 56 点（小学校 53 点、中学校 3 点）

(4) 児童虐待相談電話「こども SOS」カードの作成・配布

こども SOS カードを 25,000 枚作成し、関係機関に配布

(5) 啓発懸垂幕を、市役所及びいちいのホールに掲示

(6) 啓発物資（マグネット・バスマスク）の掲示

- ・まめバス...バスマスク 10 枚
- ・趣旨にご賛同いただいた事業所に依頼
...タクシー事業者 3 か所 マグネット 60 枚

2. 児童虐待防止推進月間以外の啓発活動

(1) 啓発マグネットの掲示

- ・平成 31 年 2 月より、市役所公用車にマグネットを装着（通年）

(2) 市役所正面玄関前広告付き表示板への啓発記事の放映（通年）

(3) のだ市報への掲載

- ・児童虐待防止対策の実施状況について、随時掲載